

富士市避難情報の判断・伝達マニュアル

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 対象とする災害について・・・・・・・・・・	3
2 避難の考え方について・・・・・・・・・・	3
3 避難情報について・・・・・・・・・・	5
4 洪水予報河川、水位周知河川に係る避難情報について・・	7
富士川タイムライン・・・・・・・・・・	11
潤井川タイムライン・・・・・・・・・・	12
沼川タイムライン・・・・・・・・・・	13
小潤井川タイムライン・・・・・・・・・・	14
赤淵川タイムライン・・・・・・・・・・	15
5 県管理の中小河川に係る避難情報について・・・・・・・・	16
6 土砂災害に係る避難情報について・・・・・・・・	18
土砂災害タイムライン・・・・・・・・・・	19
7 高潮に係る避難情報について・・・・・・・・	23
8 台風タイムライン・・・・・・・・・・	24
9 風水害時に開設する避難場所・・・・・・・・	25
10 同報無線の放送案文・・・・・・・・・・	27

令和 7 年 6 月

はじめに

本市は、南に駿河湾、北に富士山、北東に愛鷹山があり、海拔 0 メートルから 3,680 メートルまでの標高差があるため、南から湿った気流が流れ込むとしばしば大雨となる。特に、昭和 49 年 7 月 7 日～8 日の七夕豪雨、昭和 51 年 8 月 9 日の静岡県東部を中心とする大雨等で、大きな被害が発生している。

近年では、令和元年 10 月 12 日には台風 19 号の影響により、富士川の南部観測所にて最高水位 358cm を記録したほか、順次発令した避難情報により地区まちづくりセンターや各避難所における避難者数が最大で 654 人となっている。令和 3 年 7 月 1 日から 3 日にはアメダス富士における連続雨量が 500mm を超え、床上浸水 20 棟、床下浸水 62 棟の被害が発生した。また、令和 5 年 6 月 2 日には台風 2 号の影響により、アメダス富士における日雨量が観測史上最高（334.5mm）となり、床上 15 棟、床下浸水 61 棟の被害が発生したほか、同年 8 月 16 日の大雨には潤井川が避難判断水位を超過（最高水位 350cm）、小潤井川が氾濫危険水位を超過（最高水位 242cm）し、市内各地で道路冠水や家屋の浸水被害が発生した。令和 6 年 11 月 2 日には、アメダス富士における 1 時間雨量が 66mm、石坂観測所における 10 分雨量が 39mm を観測し、潤井川・小潤井川・赤淵川は一時氾濫危険水位を超過したほか、小規模河川の越水や道路冠水、家屋の浸水被害が多数発生した。

このような大雨等による風水害の犠牲者を出さないためには、住民が『自らの命は自らが守る』意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化が必要となる。

そのため市は、事前に市内の災害危険区域の所在を明らかにし、住民が各自の避難先、避難のタイミングを明確にしておくよう周知徹底を図るものとする。また、市長には、災害対策基本法（次項参照）において、災害が発生するおそれがある場合、災害危険区域内に居住する住民等に対し、避難情報を発令する権限が付与されており、時間経過とともに急激に進展する風水害に対処するためには、その発令基準や伝達方法を事前に定めておくことが重要となる。

本マニュアルは、風水害時における住民の自発的な避難行動の支援及び住民への事前周知に付するため、本市が平成 22 年に作成した「風水害時の避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を、内閣府が令和 3 年 5 月に作成した「避難情報に関するガイドライン」を踏まえて改編し、避難情報の発令判断、伝達等に係る考え方や手順を取りまとめたものである。

なお、このマニュアルは、風水害対策の効果的な実施のために、随時見直しを行うものとする。

【災害対策基本法 抜粋】

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

（以下、略）

1 対象とする災害について

本マニュアルの対象とする災害は、洪水、土砂災害、高潮、台風等の風水害とする。

2 避難の考え方について

風水害から命を守るためには、災害危険区域に居住する住民等が、防災気象情報や避難情報を基に、各自の判断で適時、適切な避難行動をとることが必要である。これを実現するため、次に掲げる事項を行う。

市	<ul style="list-style-type: none"> 風水害の災害リスク及び住民等のとるべき避難行動について周知・啓発する。 災害が予想される場合には、迅速かつ適切に避難情報を発令する。
住民等	<ul style="list-style-type: none"> 自宅等の災害リスクを把握しておく。 災害リスクに応じた避難方法や避難先、避難のタイミングを決めておく。 防災気象情報や避難情報の入手方法を確認、確保しておく。 災害が予想される場合には、自ら積極的に情報を入力し、各自の判断で避難行動をとる。

避難の考え方として、災害危険区域の住民等は、その場を離れ、危険区域外の安全な場所へ「立退き避難（水平避難）」することが原則であり、最も望ましい。

なお、洪水や高潮については、ハザードマップ等により浸水深や浸水継続時間等を確認し、危険区域（浸水想定区域）においても、自宅等の上層階に浸水しない居室等があり、計画的に身の安全を確保する「屋内安全確保（垂直避難）」を住民等が自らの判断でとることも可能である。ただし、浸水のおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の「屋内安全確保を行う上での条件」を満たしている必要がある。

さらに、災害が発生または切迫している状況で、避難が遅れてしまい、屋外への立退き避難がかえって危険であると判断される場合には、自宅等の最上階や斜面からできるだけ離れた居室等、その時点である場所よりも相対的に安全な場所（いっとき待避所）へ直ちに移動する「緊急安全確保」を行うものとする。

次頁「豪雨災害における避難の考え方」は、洪水と土砂災害の恐れがあるときの避難の流れを図式化したもので、富士市防災マップ（令和6年3月）より抜粋した。

【参考】＜屋内安全確保を行う上での条件＞

- ① 自宅等が家屋倒壊危険ゾーン内にはないこと。
- ② 自宅等に浸水しない居室がある（想定浸水深よりも高い居室がある）こと。
- ③ 自宅等が一定期間浸水することへの備え※があること。※水、食糧、携帯トイレ、その他の備蓄

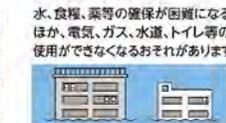
① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない（入っていると…）



② 浸水深より居室は高い



③ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分（十分じゃないと…）



富士市防災マップ（令和6年3月）9ページより抜粋

3 避難情報について

3.1 避難情報と災害危険区域内の住民等がとるべき行動

市長は、災害対策基本法第 60 条に基づき、災害が発生又は発生する恐れがある場合において、災害危険区域内の避難が必要な住民等に対し、以下の避難情報に警戒レベルを付して発令し、避難行動をとるよう指示等を行う。

また、避難情報の発令基準は、本マニュアル 7 ページ以降に示すとおり、災害の種類ごとに設定する。

警戒レベル	避難情報	災害危険区域内の住民等がとるべき行動
警戒レベル5 (災害発生又は切迫)	緊急安全確保 *災害の状況を把握した場合に、可能な範囲で発令	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生又は切迫しており、命の危険がある状況であることから、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所（いっとき待避所）へ直ちに移動する等の「緊急安全確保」を行う。
警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 危険区域外へ速やかに全員避難する。 ※「立退き避難」が原則だが、災害リスクに応じた「屋内安全確保」も可能。
警戒レベル3 (災害のおそれあり)	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害のある人等の避難に時間のかかる人とその支援者は、危険区域外へ避難する。 ※「立退き避難」が原則だが、災害リスクに応じた「屋内安全確保」も可能。 上記以外の人は、避難の準備を整えたり、自主的に早めの避難行動をとる。

避難のタイミングとして、「警戒レベル4 避難指示」を発令した段階で、災害危険区域内の住民等全員が避難となる。なお、気象庁が発表する防災気象情報は、住民等が自ら避難行動をとる際の判断に参考とする情報である。

警戒レベル	災害危険区域内の住民がとるべき行動	市が発令する避難情報	避難判断の参考とする防災気象情報
5	命の危険 直ちに安全確保! ・今いる場所より少しでも安全な場所へ	緊急安全確保	レベル5相当 大雨特別警報 氾濫発生情報
--- 警戒レベル4までに必ず避難! ---			
4	危険な場所から全員避難 ・危険区域内にいる住民は、全員速やかに安全な場所へ避難	避難指示	レベル4相当 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・危険区域内にいる高齢者や障がいのある方は、早めに安全な場所へ避難 ・その他の人は避難の準備を整える	高齢者等避難	レベル3相当 大雨・洪水警報 氾濫警戒情報
2	・避難に備え、自らが決めた避難行動を確認する		大雨・洪水注意報
1	・災害への心構えを高め、今後の雨の情報などに注意する。		数日中に警報級の大雨が降る予報

※警戒レベル1～2は気象庁の防災気象情報、警戒レベル3～5は市の避難情報に付して発表される。

3.2 災害危険区域の住民等が避難を判断する際に参考になる情報

市は避難情報を的確に発令するよう努めるが、住民等が自らインターネット等を活用して積極的に防災気象情報等を収集し、避難の判断をする際に参考となるウェブサイトについて、広報誌等で周知する。

ウェブサイト名	アドレス
国土交通省「川の防災情報」 ※雨量、水位、ライブカメラ等	https://www.river.go.jp/index
気象庁「キキクル（危険度分布）」 ※土砂災害、浸水害、洪水の危険度分布や雨雲の動き等	https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level&area_type=class20s&area_code=2221000
静岡県「土木総合防災情報 SAIPOS-RADOR」 ※県内の雨量、水位、ライブカメラ等	http://sipos.pref.shizuoka.jp/
静岡県「土砂災害警戒情報補足情報システム」 ※土砂災害の危険度分布	https://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mp=9004-1&

3.3 要配慮者利用施設等における避難の実効性の確保

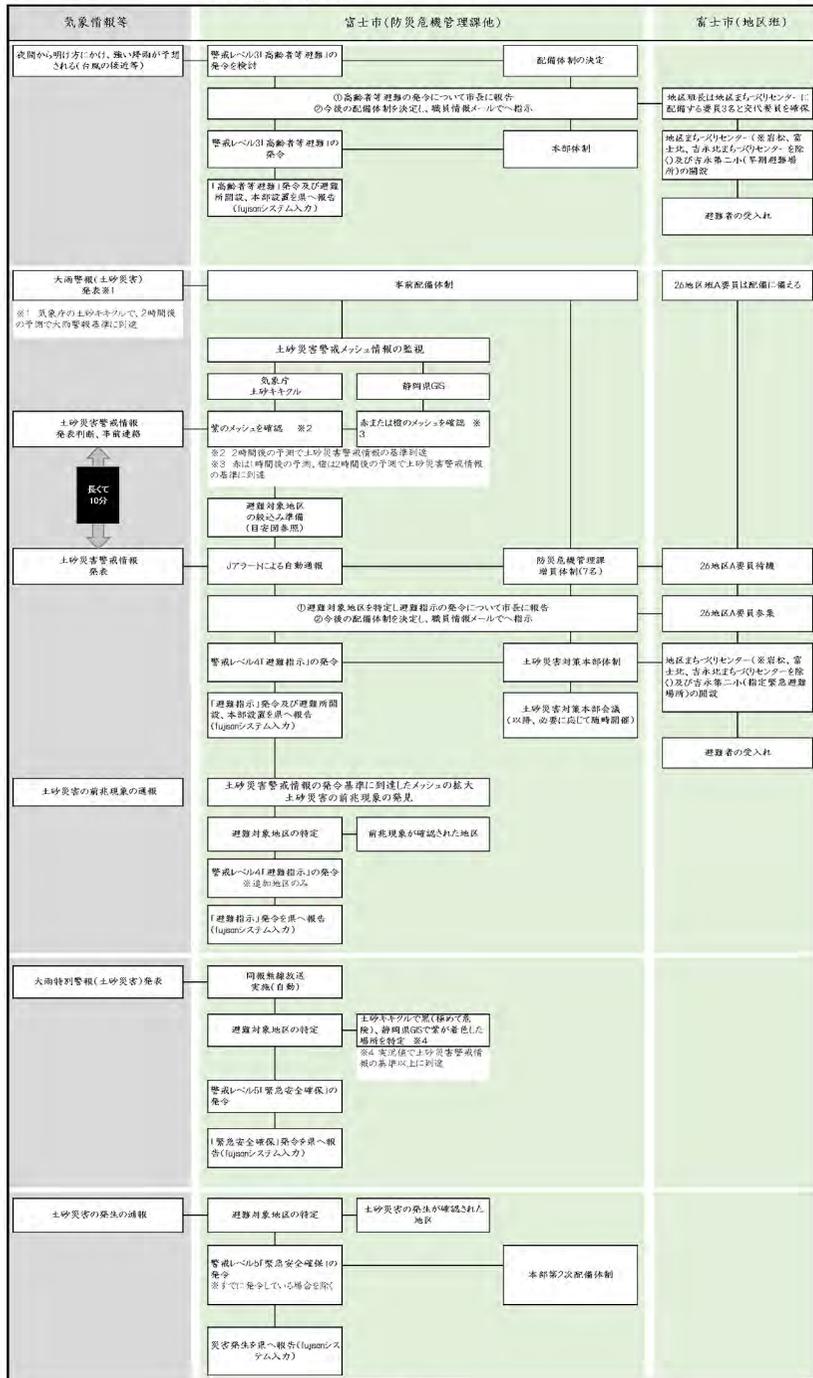
施設管理者等は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、利用者の避難計画を含む災害計画を作成することとされている。

また、平成 29 年 5 月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、富士市地域防災計画に定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、避難確保計画の作成に加え、避難訓練の実施が義務付けられている。

市は、その実効性を確保するため、防災危機管理課と各施設の所管課（福祉部、こども未来部、保健部、都市整備部、教育委員会）が連携するとともに、定期的な指導監査等を活用して、避難確保計画の作成状況やその内容、避難訓練の実施状況等を確認するよう努める。

土砂災害タイムライン

避難対象地区：20地区の土砂災害危険区域
(吉原、法法、今泉、青葉台、吉永、元吉原、須澤、浮島、原田、富士見台、神戸、吉永北、大淵、岩松北、富士川、松附、廣岡、広見、天間、直)

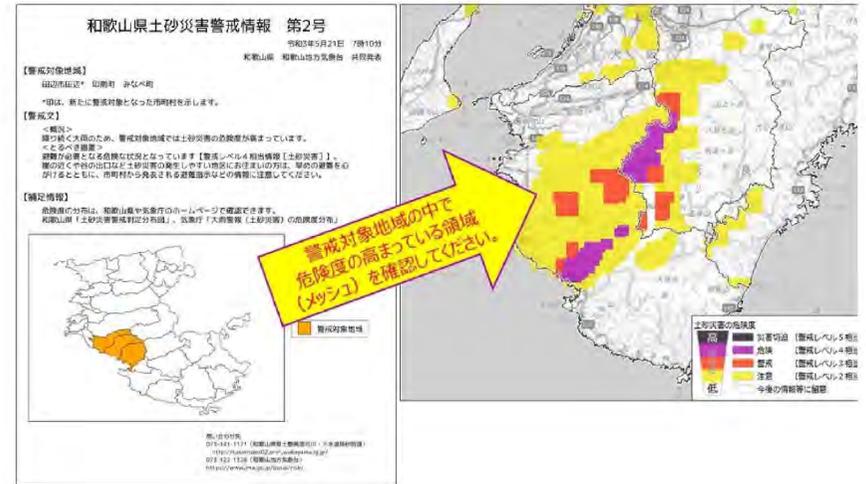


●「土砂災害警戒情報」及び「土砂災害に関するメッシュ情報」とは？

「土砂災害警戒情報」は、市町における避難情報発令の判断を支援するため、静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する情報であり、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険性が更に高まったときに発表される。

「土砂災害に関するメッシュ情報」は、土砂災害警戒情報を捕捉する情報であり、気象庁及び静岡県が提供する。市内を四方の領域（メッシュ）に区分けし、最大2～3時間先までの土壌雨量指数等の情報から、各メッシュにおける土砂災害の危険度が色分けして表示される。

＜気象庁が提供する土砂災害警戒情報（左）・土砂キキクル（危険度分布）（右）の発表例＞



●<静岡県が提供する土砂災害に関するメッシュ情報>



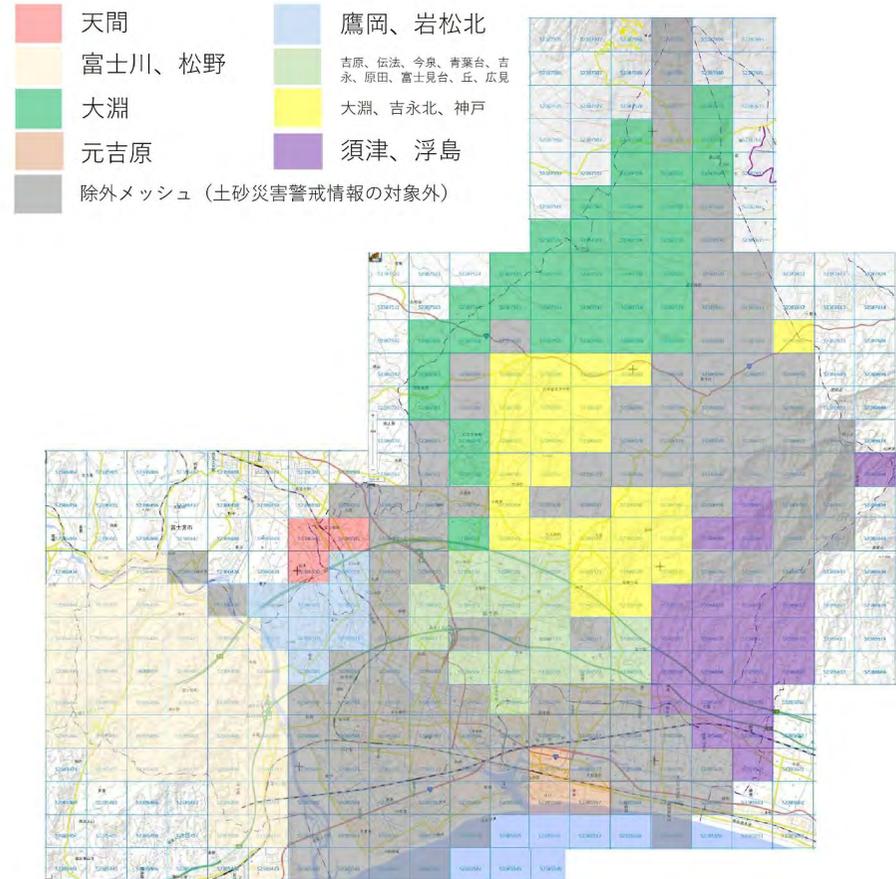
<土砂災害に関するメッシュ情報の色の区分け>

低 ↓ 土砂災害の危険度 ↓ 高	気象庁 (1kmメッシュ) 10分更新		静岡県 (1kmメッシュ) 10分更新	
	雨量や土壌雨量指数の状況			
	実況値及び2時間先までの予測値が大 雨注意報の基準未満の場合	白 □	白 □	
	実況値又は2時間先までの予測値が大 雨注意報【警戒レベル2相当情 報】の基準以上となる場合	黄 ■	白 □	
	実況値又は2時間先までの予測値が大 雨警報（土砂災害）【警戒レベル 3相当情報】の基準以上となる場合	赤 ■	白 □	
	予測値または実況値で土砂災害警戒 情報【警戒レベル4相当情報】の基 準以上となる場合	紫 ■	3時間先予測：黄 ■	
			2時間先予測：橙 ■	
			1時間先予測：赤 ■	
			実況値：紫 ■	
	実況値で大 雨特別警報（土砂災害） 【警戒レベル5相当情報】の基準以 上となった場合	黒 ■		

●土砂災害の避難情報発令における避難対象地区の絞り込み目安図

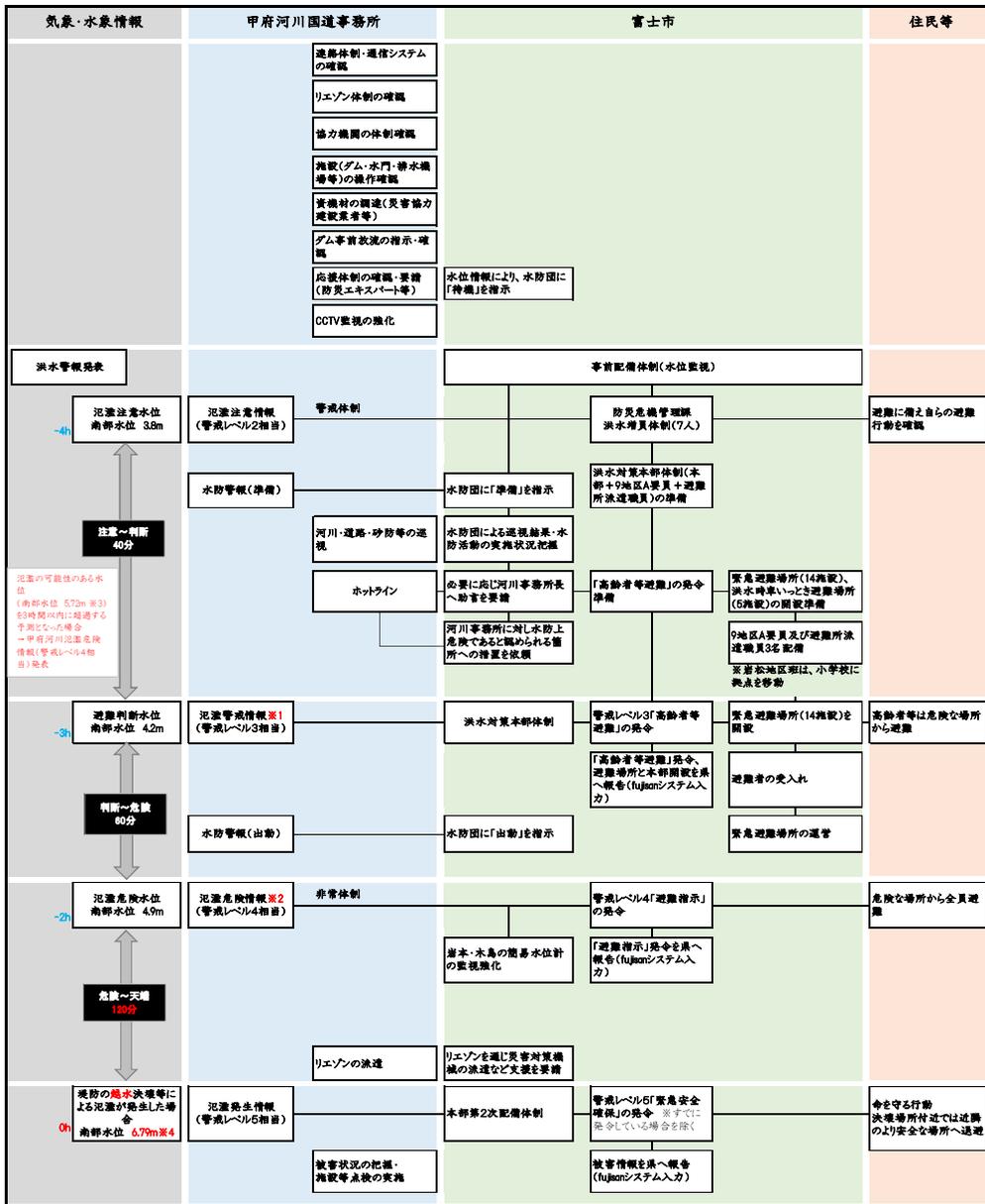
前述のとおり、土砂災害の避難情報の発令にあたっては、気象庁及び静岡県が提供する「土砂災害に関するメッシュ情報」から危険度が高まっている地区を特定し、発令対象地区を絞り込んだ上で発令することを基本とする。発令対象地区の絞り込に当たっては、下記の図を参考に1もしくは複数の地区単位での発令を検討する。

<土砂災害 避難対象地区絞り込み目安図>



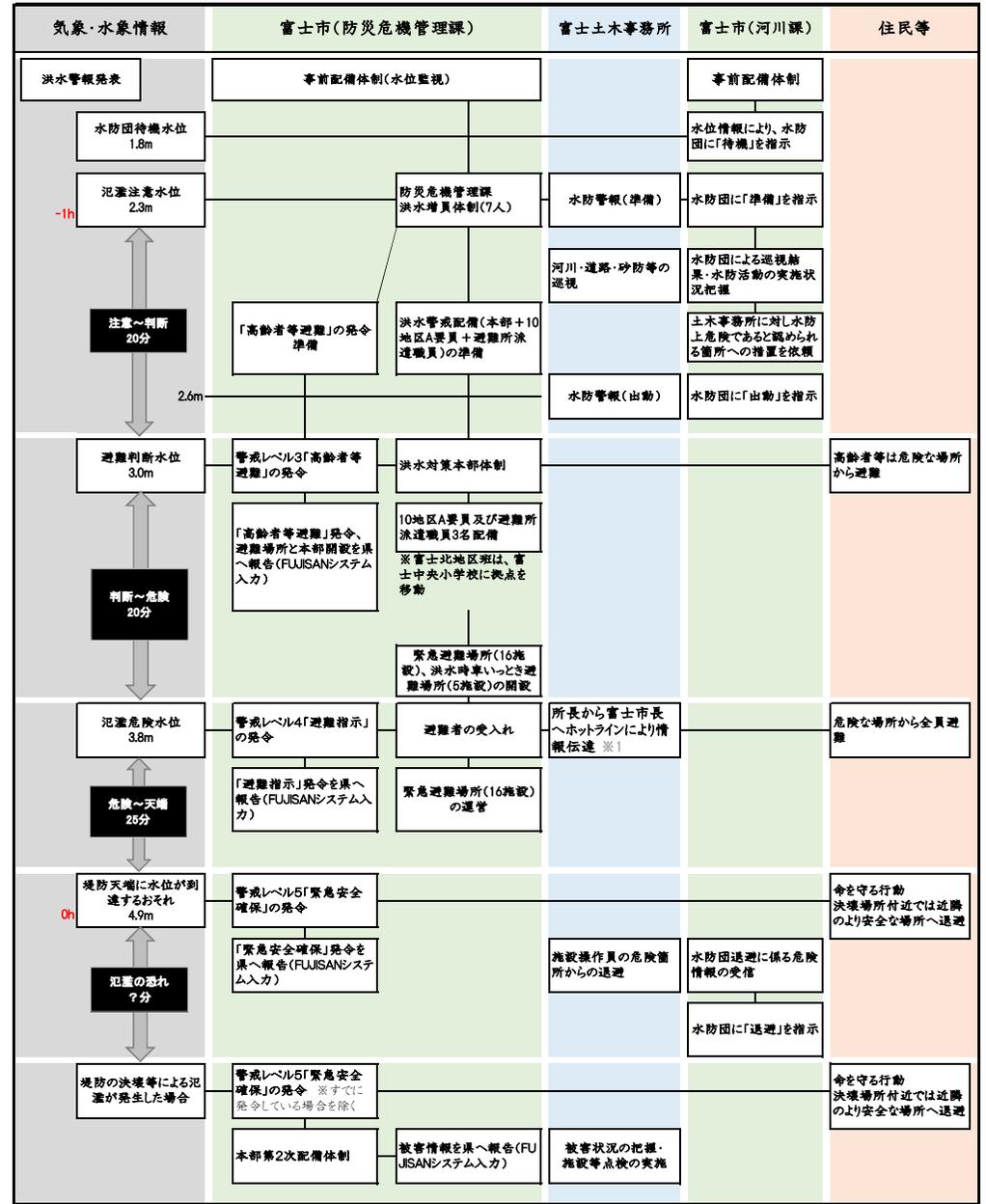
富士川タイムライン

避難対象地区: 富士南・田子浦・富士駅南・富士駅北・富士北・岩松・岩松北・富士川・松野(9地区)



潤井川タイムライン

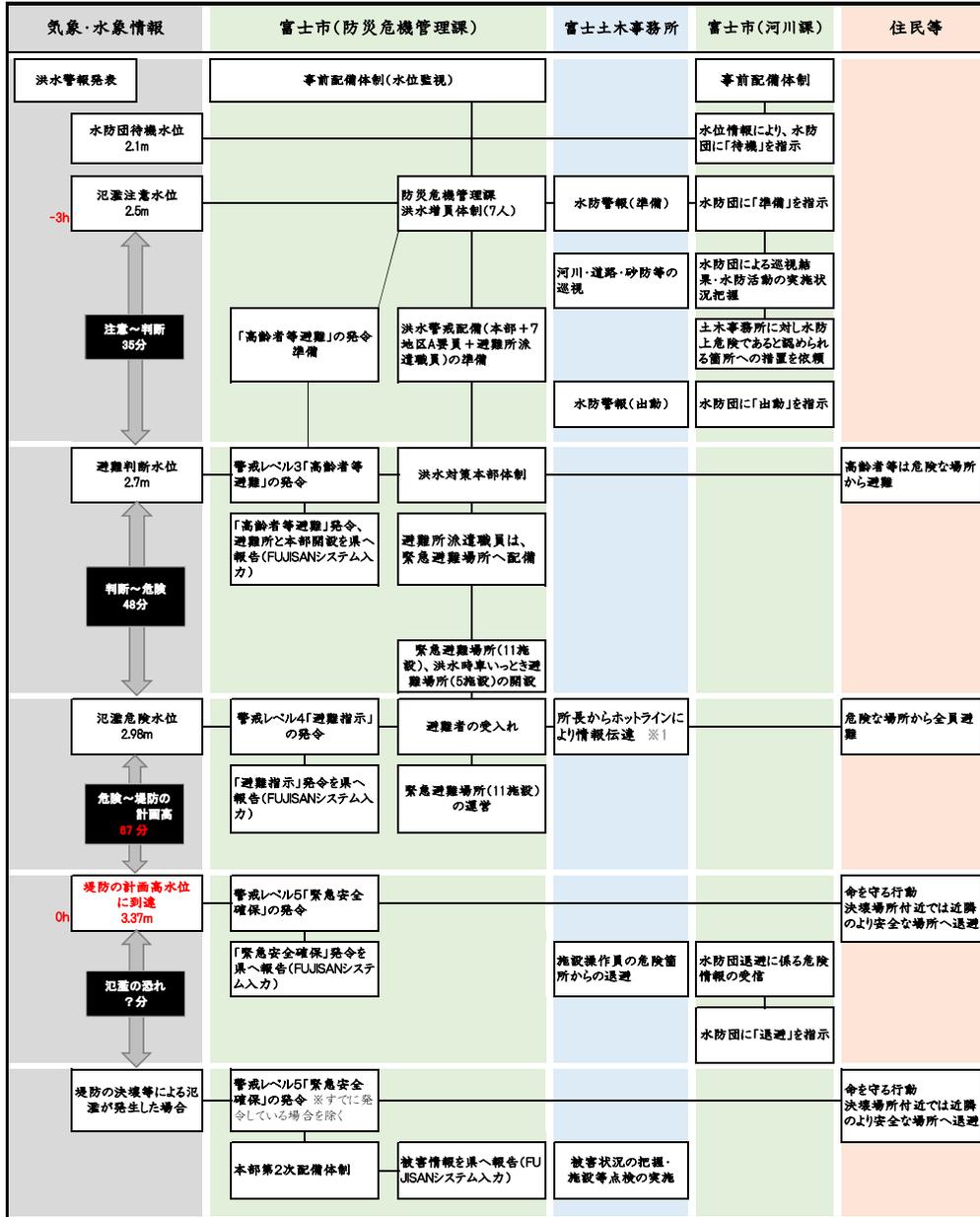
避難対象地区: 天間・鷹岡・岩松北・伝法・富士北・富士駅北・吉原・田子浦・丘・今泉(10地区)



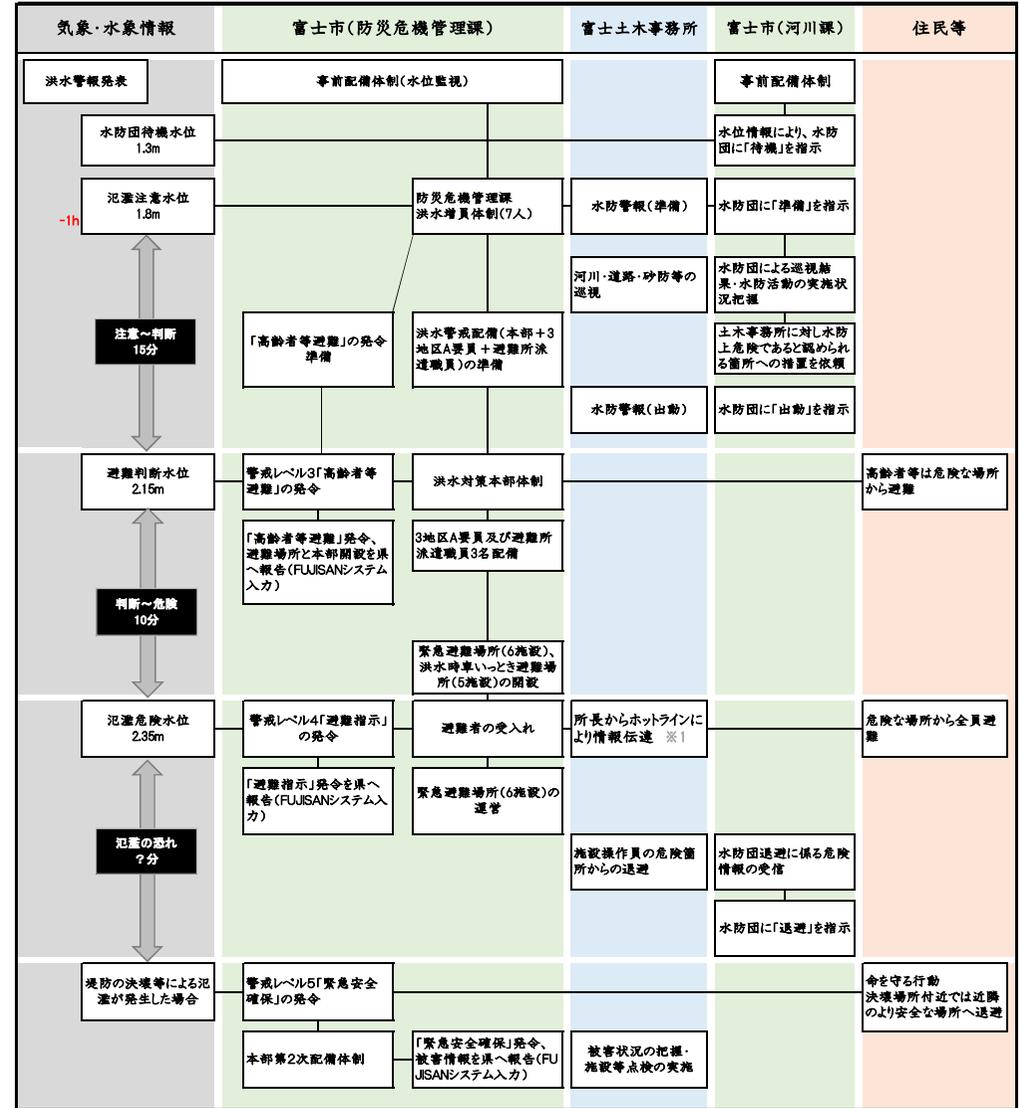
注 氾濫危険水位の検出で利用している水位上昇速度(既往最大と計画ハイドロの最大値)による基準水位間の水位到達時間

※1 氾濫危険水位到達時は、ホットラインに加え防災危機管理課及び河川課宛にFAXで通知される。

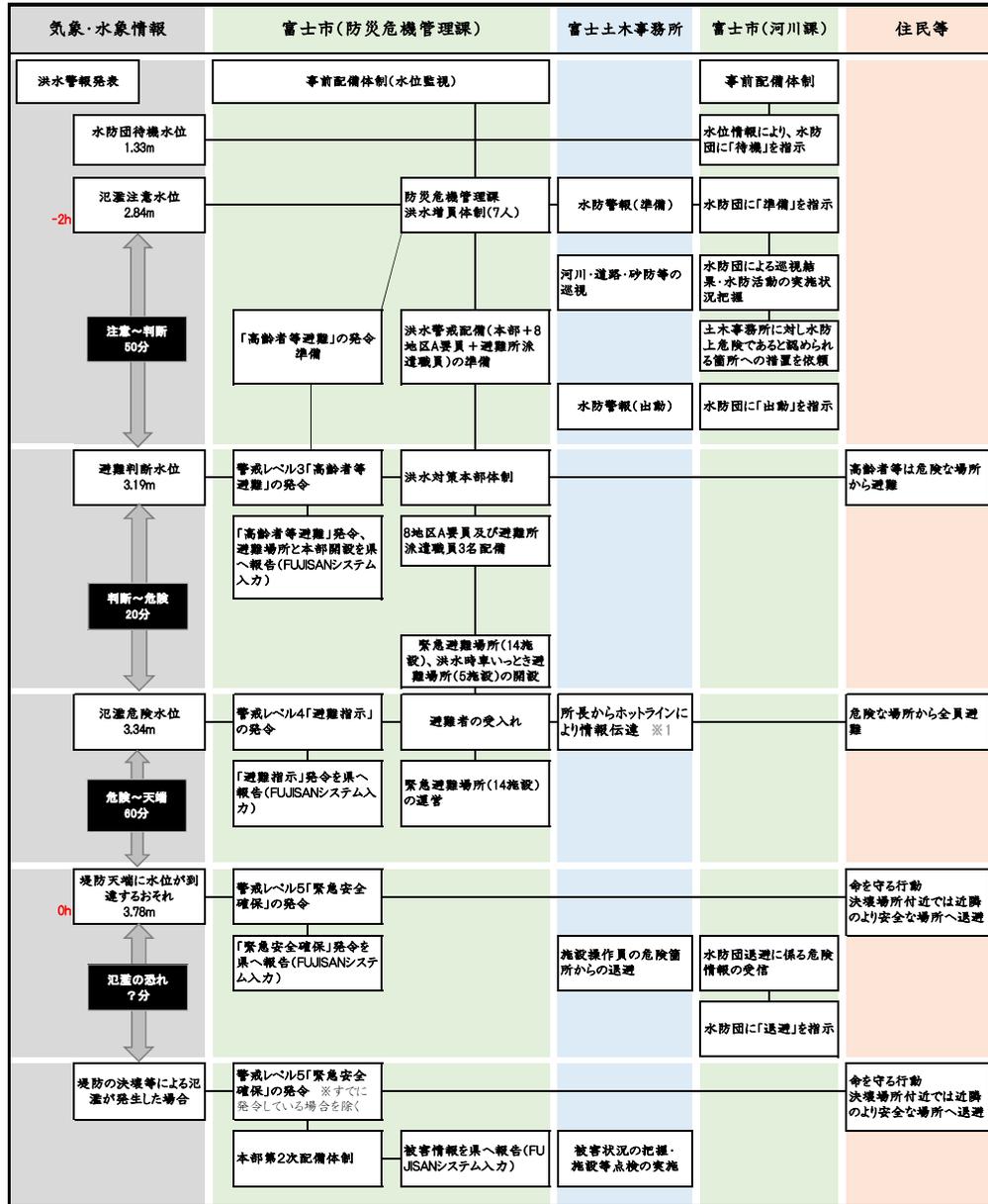
注 氾濫危険水位の検出で利用している水位上昇速度(既往最大と計画ハイドロの最大値)による基準水位間の水位到達時間
 ※1 氾濫警戒情報: 避難判断水位を実測で超過した時点または氾濫危険水位を予測3時間で超過した時点の早いタイミングで発表
 ※2 氾濫危険情報: 氾濫危険水位を実測で超過した時点または氾濫の可能性がある水位を予測3時間で超過した時点の早いタイミングで発表
 ※3 南部観測所の受持ち区間での、最も低い堤防高であるH169右岸(南部町南側)、H157右岸(南部町根原戸)の危険箇所における現況堤防高の換算水位
 ※4 富士市に隣接する区間での、最も低い堤防高であるH40右岸(富士市岩間)の危険箇所における現況堤防高の換算水位
 ● 洪水予報発表時は、甲府河川国道事務所からFAXにより通知される。



注 氾濫危険水位の検討で利用している水位上昇速度(既往最大と計画ハイドロの最大値)による基準水位間の水位到達時間
※1 氾濫危険水位到達時は、ホットラインに加え防災危機管理課及び河川課宛にFAXで通知される。



注 氾濫危険水位の検討で利用している水位上昇速度(既往最大と計画ハイドロの最大値)による基準水位間の水位到達時間
※1 氾濫危険水位到達時は、ホットラインに加え防災危機管理課及び河川課宛にFAXで通知される。



注 氾濫危険水位の検討で利用している水位上昇速度(既往最大と計画ハイドロの最大値)による基準水位間の水位到達時間
※1 氾濫危険水位到達時は、ホットラインに加え防災危機管理課及び河川課宛に5FAXで通知される。

5 県管理の中小河川に係る避難情報について

5.1 対象河川

令和7年3月に県管理の中小河川の洪水浸水想定区域図が指定された。市内で浸水が想定されている中小河川は以下の20河川である。

河川名	水位計			監視カメラ 有無	洪水キキクル 有無	浸水想定区域内の地区
	有無	観測地点名	氾濫開始相当水位			
富士早川	○	桔梗橋(危)	1096cm	×	○	富士駅北 富士北 富士駅南 田子浦 富士南 岩松 岩松北
田子江川	○	江川橋(危)	196cm	○	○	田子浦
田宿川	○	川原下橋(危)	311cm	×	○	吉原 今泉 吉永 元吉原 原田
江尾江川	○	権田給橋(危)	314cm	○	○	須津 浮島
滝川	○	原田橋	-	○	○	吉原 今泉 青葉台 吉永 原田 富士見台 神戸 広見
和田川	○	和田川	-	○	○	吉原 伝法 今泉 吉永 元吉原 原田
須津川	○	向田橋	-	○	○	吉永 元吉原 須津 浮島
春山川	×	-	-	×	○	元吉原 浮島
昭和放水路	×	-	-	×	○	元吉原
伝法沢川	○	伝法沢川	-	○	○	丘 大淵 広見 伝法 吉原 今泉 原田
凡夫川	×	-	-	×	○	大淵 鷹岡
中河原川	×	-	-	×	○	松野
小池川	×	-	-	×	○	富士川
吉津川	×	-	-	×	○	富士川
血流川	×	-	-	×	○	松野
有無瀬川	×	-	-	×	○	松野
廻沢川	×	-	-	×	○	松野
駒瀬川(沼津市)	×	-	-	×	○	浮島
沼津大沢川(沼津市)	○	大沢川橋(危)	472cm	×	○	浮島
久遠寺川(富士宮市)	×	-	-	×	○	天間

5.2 避難情報の対象区域

避難情報の対象区域は、原則として、各河川の洪水浸水想定区域図で示された範囲とする。
なお、すでに氾濫が発生し、氾濫箇所を把握している場合や、気象庁の洪水キキクルを基に避難情報を発令する場合は、避難情報の対象区域に影響のある範囲に適切に絞り込むこととする。

5.3 各河川の避難情報の発令基準

中小河川には水位計が一部の河川にしか設置されておらず、避難情報発令の基準となる水位が設定されていないことを踏まえ、以下の基準に達した際に「警戒レベル4 避難指示」または「警戒レベル5 緊急安全確保」の発令を検討する。

「警戒レベル4 避難指示」発令の検討基準

- (1) 氾濫開始相当水位に達した場合（氾濫開始相当水位の設定がある河川のみ）
- (2) 気象庁の洪水キキクルで該当の河川が紫色で着色された場合

「警戒レベル5 緊急安全確保」発令の検討基準

- (1) 水防団等から氾濫発生情報が確認された場合
- (2) 気象庁の洪水キキクルで該当の河川が黒色で着色された場合
- (3) 富士市に大雨特別警報（浸水害）が発表された場合
 - ※ (3) の場合、気象庁の浸水キキクルで黒色に着色されている地域を発令対象地域として絞り込む

6 土砂災害に係る避難情報について

6.1 土砂災害の避難情報の対象区域

避難情報の対象区域は、市内の土砂災害警戒区域等とする。

土砂災害は、洪水に比べ突発性が高く、正確な事前予測が困難な上、発生後に危険区域外に避難することが難しいため、人的被害に結びつきやすい。しかし、土砂災害の危険が潜在する区域は、上記のとおり事前に把握できるため、危険区域内の住民に対する警戒避難体制の周知徹底により、人的被害の軽減に繋げることができる。このような特徴から、土砂災害は危険区域内の住民が主体的に判断し、早い段階で危険区域外に避難するよう啓発することが重要である。

なお、避難対象となる危険区域（土砂災害警戒区域等）は、市内 20 地区（吉原、伝法、今泉、原田、吉永、吉永北、元吉原、須津、浮島、広見、神戸、富士見台、大淵、青葉台、岩松北、鷹岡、丘、天間、富士川、松野）に 229 ヶ所存在する。

また、避難情報の発令にあたっては、気象庁及び静岡県が提供する「土砂災害に関するメッシュ情報」を確認し、危険度が高まっている地区を特定、絞り込んだ上で発令することを基本とする。

6.2 土砂災害の避難情報発令の判断基準

土砂災害については、防災気象情報や静岡地方気象台及び静岡県等からの情報を踏まえた上で、基準に達した場合には迅速に避難情報を発令する。

区分	発令の基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> ・「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき ・「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき ・土砂災害の発生が確認されたとき

6.3 土砂災害の避難情報解除の判断基準

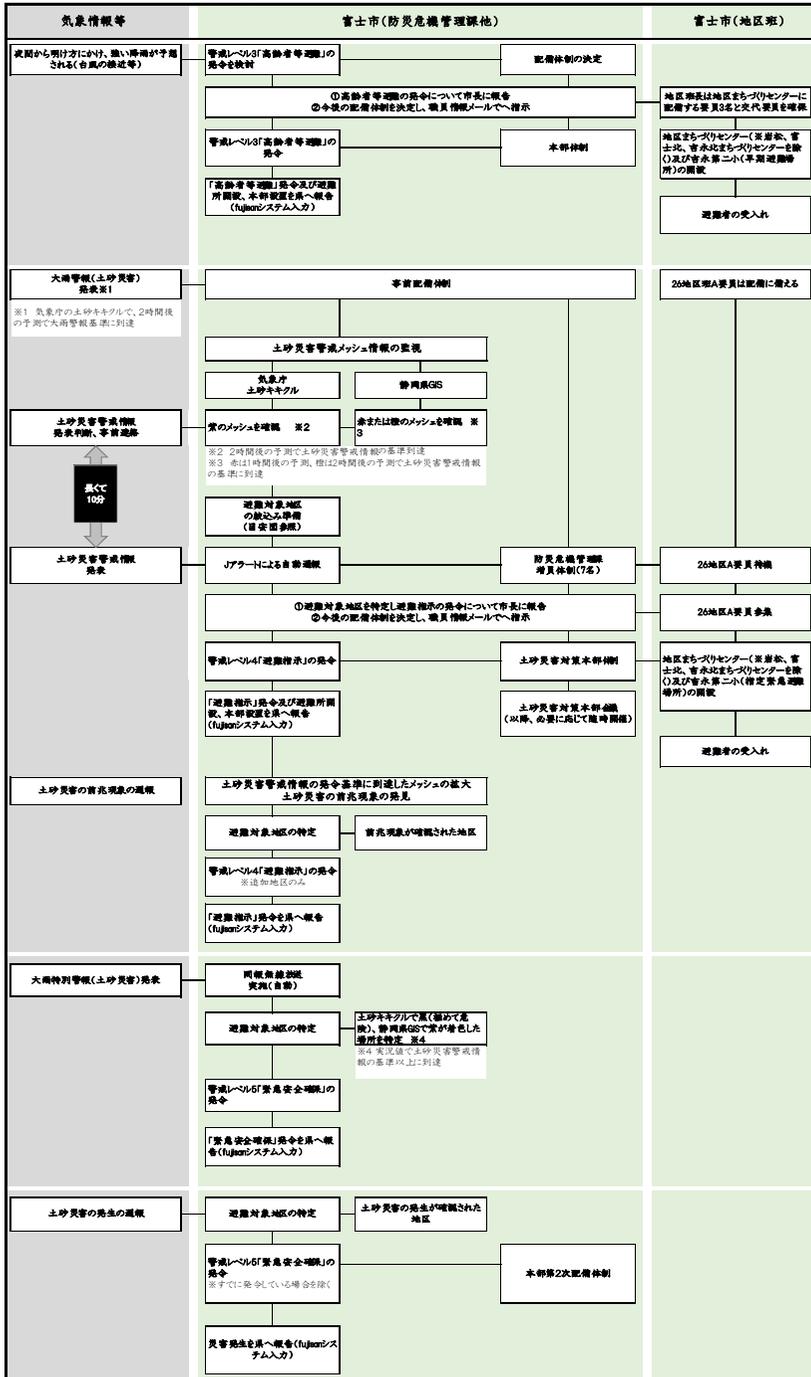
避難情報の解除は、土砂災害警戒情報が解除された時を原則とするが、土砂災害は降雨が止んだ後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。このような際には、気象庁ホットラインを活用し助言を求めることができる。

6.4 土砂災害の指定緊急避難場所

土砂災害に関する警戒レベル3以上の避難情報を発令した場合、指定緊急避難場所として地区まちづくりセンター（岩松、富士北、吉永北地区を除く）及び吉永第二小学校を開設する。

土砂災害タイムライン

避難対象地区:20地区の土砂災害危険区域
(吉原、伝法、今泉、青葉台、吉水、元吉原、須津、浮島、原田、富士見台、神戸、吉水北、大瀬、岩松北、富士川、松野、藤岡、広見、天間、丘)

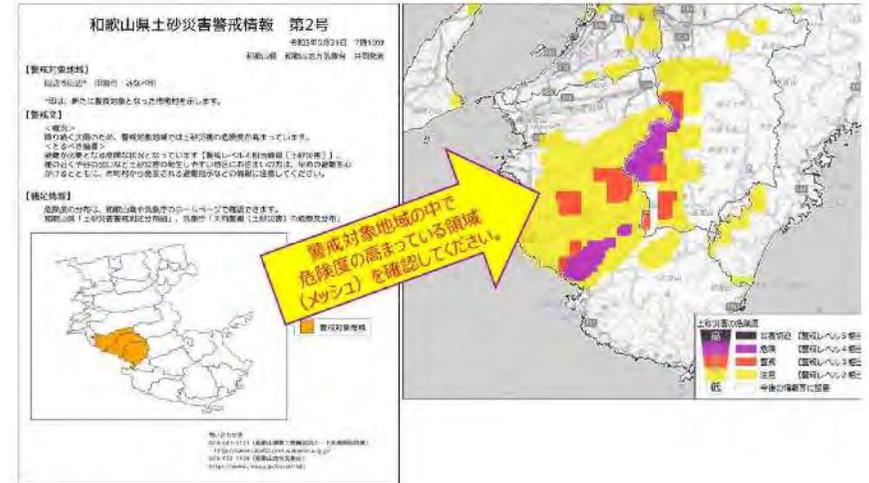


●「土砂災害警戒情報」及び「土砂災害に関するメッシュ情報」とは？

「土砂災害警戒情報」は、市町における避難情報発令の判断を支援するため、静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する情報であり、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険性が更に高まったときに発表される。

「土砂災害に関するメッシュ情報」は、土砂災害警戒情報を捕捉する情報であり、気象庁及び静岡県が提供する。市内を四方の領域（メッシュ）に区分けし、最大2~3時間先までの土壌雨量指数等の情報から、各メッシュにおける土砂災害の危険度が色分けして表示される。

＜気象庁が提供する土砂災害警戒情報（左）・土砂キキクル（危険度分布）（右）の発表例＞



●<静岡県が提供する土砂災害に関するメッシュ情報>



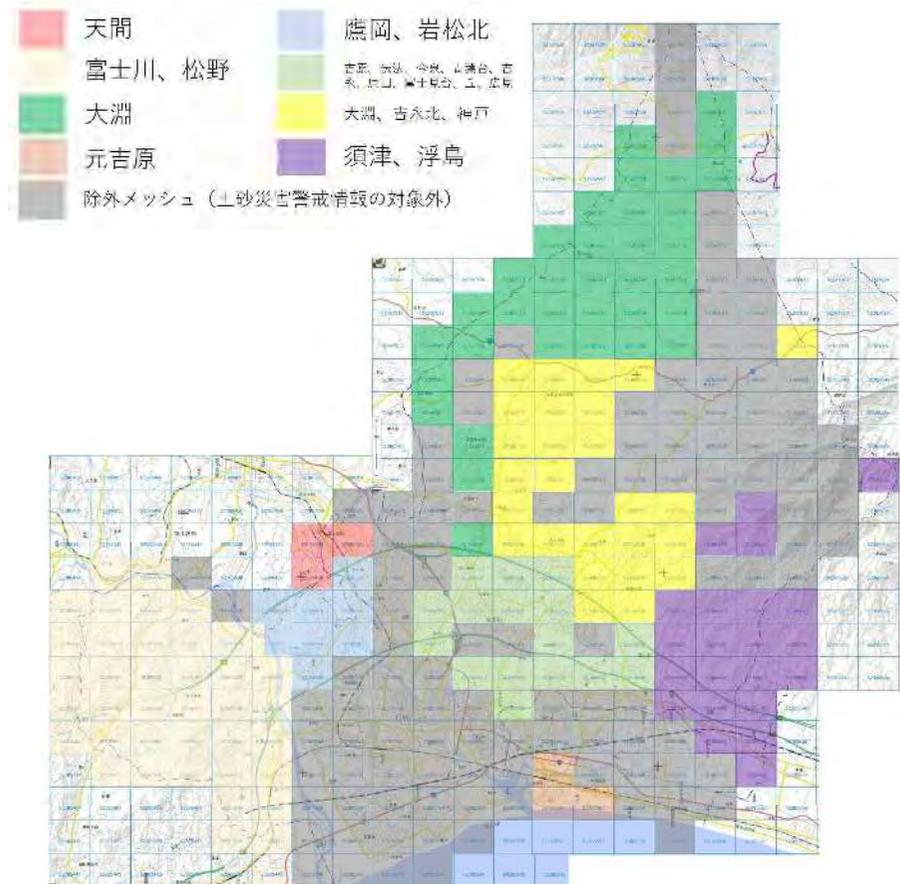
<土砂災害に関するメッシュ情報の色の分け>

低 ↓ 土砂災害の危険度 ↓ 高	雨量や土壌雨量指数の状況	気象庁 (1kmメッシュ) 10分更新	静岡県 (1kmメッシュ) 10分更新
		実況値及び2時間先までの予測値が大雨注意報の基準未満の場合	白 □
	実況値又は2時間先までの予測値が大雨注意報【警戒レベル2相当情報】の基準以上となる場合	黄 ■	白 □
	実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】の基準以上となる場合	赤 ■	白 □
	予測値または実況値で土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】の基準以上となる場合	紫 ■	3時間先予測：黄 ■
			2時間先予測：橙 ■
			1時間先予測：赤 ■
	実況値：紫 ■		
	実況値で大雨特別警報（土砂災害）【警戒レベル5相当情報】の基準以上となった場合	黒 ■	

●土砂災害の避難情報発令における避難対象地区の絞り込み目安図

前述のとおり、土砂災害の避難情報の発令にあたっては、気象庁及び静岡県が提供する「土砂災害に関するメッシュ情報」から危険度が高まっている地区を特定し、発令対象地区を絞り込んだ上で発令することを基本とする。発令対象地区の絞り込に当たっては、下記の図を参考に1もしくは複数の地区単位での発令を検討する。

<土砂災害 避難対象地区絞り込み目安図>



7 高潮に係る避難情報について

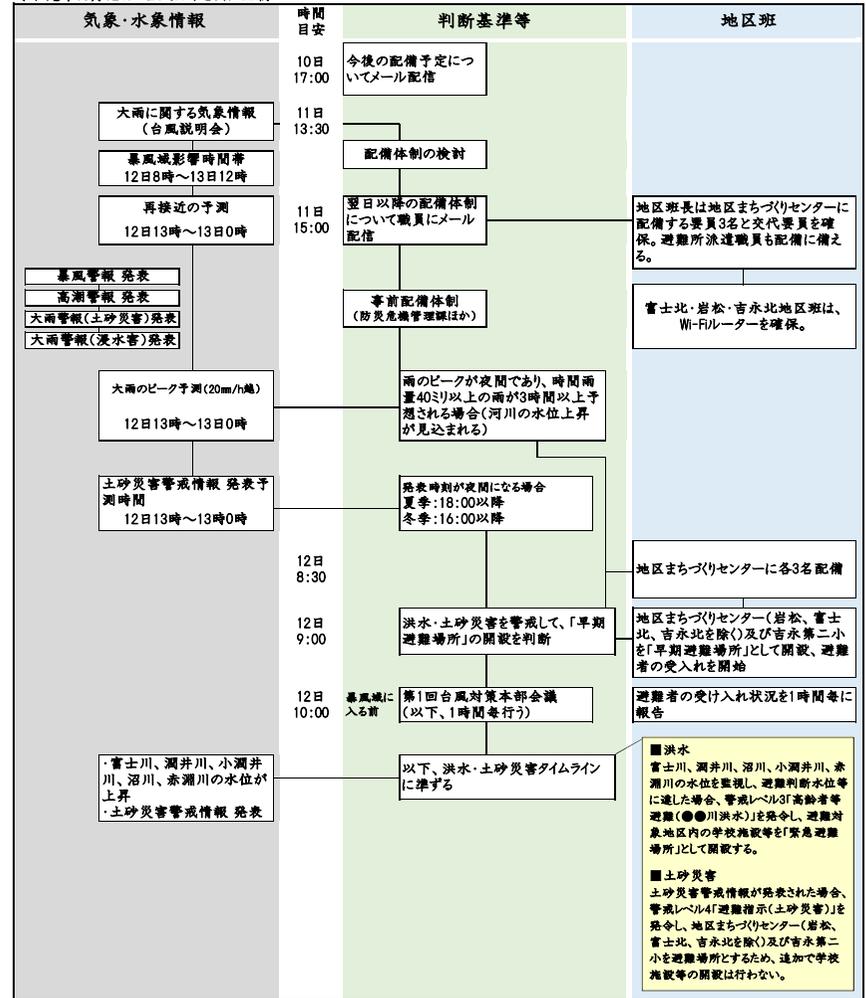
台風や発達した低気圧の接近により、高潮による海面上昇が顕著になり、高潮特別警報が発表された場合等に避難情報を発令する。なお、避難情報の発令時において、沼津河川国道事務所ホットラインを活用し助言を求めることができる。

区分	発令の基準
避難指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> 高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> 異常な越波、越流の発生を確認したとき 水門、陸閘等の異常が確認されたとき 高潮により堤防などの施設に被害等の発生を確認したとき

8 台風タイムライン

台風や発達した低気圧の接近時に、台風対策本部体制をとる際の参考とする

令和元年10月12日 台風19号を例に記載



9 風水害時に開設する避難場所

施設名		住所		想定浸水深					施設名		住所		想定浸水深				
				富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川					富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川
吉原まちづくりセンター	高瀬町6-3	-m	0.3 m	-m	-m	-m	-m	-m	富士駅北まちづくりセンター	平塚本町6-13	1.5 m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
伝法まちづくりセンター	伝法2743-2	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	富士駅南まちづくりセンター	横割1-4-15	0.7 m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
今泉まちづくりセンター	今泉7-12-37	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	田子浦まちづくりセンター	中丸232	2.7 m	0.4 m	-m	-m	-m	-m	-m
青葉台まちづくりセンター	一色288-4	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	富士南まちづくりセンター	森下52-1	1.3 m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
吉永まちづくりセンター	比奈1447-1	-m	-m	-m	-m	1.7 m	-m	-m	岩松北まちづくりセンター	岩本88-1	2.4 m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
元吉原まちづくりセンター	大野新田744-2	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	富士川まちづくりセンター	岩瀬121	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
須津まちづくりセンター	中里1143-1	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	松野まちづくりセンター	南松野1792-2	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
浮島まちづくりセンター	西船津215-2	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	鷹岡まちづくりセンター	久沢836-1	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
原田まちづくりセンター	原田485	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	広見まちづくりセンター	石坂470-5	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
富士見台まちづくりセンター	富士見台6-1-1	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	天間まちづくりセンター	天間1106-1	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
神戸まちづくりセンター	三ツ沢600-1	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	丘まちづくりセンター	厚原2099-14	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
大瀬まちづくりセンター	大瀬2985-4	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	吉永第二小学校	鶴無ヶ瀬149-1	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m

※岩松まちづくりセンター、富士北まちづくりセンター、吉永北まちづくりセンターは、河川洪水による危険性が高い施設のため、開設しません。
 岩松まちづくりセンター：富士川の想定浸水深が3.9m(2階床面以上)、富士北まちづくりセンター：潤井川の家屋倒壊危険ゾーン内、吉永北まちづくりセンター：赤瀬川の家屋倒壊危険ゾーン内

施設名		住所		想定浸水深					施設名		住所		想定浸水深				
				富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川					富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川
富士第一小学校	本市場280-2	1.9 m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	富士南中学校	森島550	1.1 m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
富士見中学校・高等学校	平塚町1-1	2.0 m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	田子浦小学校	中丸98	2.4 m	0.5 m	-m	-m	-m	-m	-m
富士中学校	中島320	2.1 m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	田子浦中学校	中丸411	2.5 m	0.3 m	-m	-m	-m	-m	-m
富士中央小学校	米之宮町295	2.1 m	1.0 m	-m	-m	-m	-m	-m	岩松小学校	松岡850	4.0 m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
富士高等学校	松本17	2.1 m	0.8 m	-m	-m	-m	-m	-m	岩松北小学校	岩本123-1	2.4 m	0.4 m	-m	-m	-m	-m	-m
富士第二小学校	横割1-8-1	0.6 m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	富士川第一小学校	岩瀬107	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
富士南小学校	宮下551	1.0 m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	松野学園	北松野1963-6	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m

※岩松中学校、富士川第一中学校、富士川体育館は、河川洪水による危険性が高い施設(家屋倒壊危険ゾーン内)のため、富士川の洪水警戒時には開設しません。

施設名		住所		想定浸水深					施設名		住所		想定浸水深				
				富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川					富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川
吉原小学校	高瀬町6-1	-m	0.6 m	1.2 m	-m	-m	-m	-m	富士中央小学校	米之宮町295	2.1 m	1.0 m	-m	-m	-m	-m	-m
伝法小学校	伝法2743	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	富士高等学校	松本17	2.1 m	0.8 m	-m	-m	-m	-m	-m
吉原第一中学校	永田北町7-1	-m	0.8 m	1.7 m	-m	-m	-m	-m	田子浦小学校	中丸98	2.4 m	0.5 m	-m	-m	-m	-m	-m
今泉小学校	今泉3-17-1	-m	0.5 m	1.0 m	1.2 m	1.2 m	-m	-m	田子浦中学校	中丸411	2.5 m	0.3 m	-m	-m	-m	-m	-m
吉原第二中学校	今泉1955	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	岩松北小学校	岩本123-1	2.4 m	0.4 m	-m	-m	-m	-m	-m
吉原高等学校	今泉2160	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	鷹岡小学校	久沢2-3-1	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
富士第一小学校	本市場280-2	1.9 m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	天間小学校	天間50	-m	0.7 m	-m	-m	-m	-m	-m
富士中学校	中島320	2.1 m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	丘小学校	厚原2075	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m

施設名		住所		想定浸水深					施設名		住所		想定浸水深				
				富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川					富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川
吉原小学校	高瀬町6-1	-m	0.6 m	1.2 m	-m	-m	-m	-m	今泉小学校	今泉3-17-1	-m	0.5 m	1.0 m	1.2 m	1.2 m	-m	-m
伝法小学校	伝法2743	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	吉原第二中学校	今泉1955	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
吉原第一中学校	永田北町7-1	-m	0.8 m	1.7 m	-m	-m	-m	-m	吉原高等学校	今泉2160	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m

施設名		住所		想定浸水深					施設名		住所		想定浸水深				
				富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川					富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川
吉原小学校	高瀬町6-1	-m	0.6 m	1.2 m	-m	-m	-m	-m	須津小学校	中里1019	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
今泉小学校	今泉3-17-1	-m	0.5 m	1.0 m	1.2 m	1.2 m	-m	-m	須津中学校	中里1156	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
吉原第二中学校	今泉1955	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	東小学校	西船津220	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
吉原東中学校	比奈755	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	原田小学校	原田480	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
元吉原小学校	今井3-4-2	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	吉原第三中学校	比奈2126	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
元吉原中学校	鶴川中町28-1	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m									

施設名		住所		想定浸水深					施設名		住所		想定浸水深				
				富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川					富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川
吉永第二小学校	鶴無ヶ瀬149-1	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	東小学校	西船津220	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
吉原北中学校	原田2259	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	元吉原小学校	今井3-4-2	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
吉永第一小学校	比奈1431	-m	-m	-m	-m	-m	0.8 m	-m	元吉原中学校	鶴川中町28-1	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
吉原東中学校	比奈75	-m	-m	-m	-m	-m	2.2 m	-m	原田小学校	原田480	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
富士市立高等学校	比奈1654	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	今泉小学校	今泉3-17-1	-m	0.5 m	1.0 m	1.2 m	1.2 m	-m	-m
須津小学校	中里1019	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	吉原第二中学校	今泉1955	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
須津中学校	中里1156	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	吉原小学校	高瀬町6-1	-m	0.6 m	1.2 m	-m	-m	-m	-m

施設名		住所		想定浸水深					施設名		住所		想定浸水深				
				富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川					富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川
富士西公園駐車場	入山瀬772-1	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	時之栖富士 エスパラット フジスパーク	大瀬325-5	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
富士市総合運動公園駐車場A	中野671	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m	吉原工業高等学校 第二体育館 西側駐車場	比奈2300	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m
富士信用金庫研修センター東側駐車場	中野212-11	-m	-m	-m	-m	-m	-m	-m									

10 同報無線の放送案文

避難情報の発令に伴い同報無線を実施する場合には、下記案文を参考に、発令する情報に応じた内容を放送する。なお、避難情報の発令に併せて避難場所を開設する際には、開設する避難場所の情報を下記案文に追加して放送する。また、避難情報を発令する対象地区を限定する場合は、避難対象となる地区名を下記案文に追加して放送する。

災害の種類	放送時期	放送範囲	同報無線放送案文
大雨・洪水警報	【自動放送】大雨・洪水警報が発表された時	全域	市内に大雨・洪水警報が発表されました。テレビ・ラジオの情報に注意してください。
土砂災害警戒情報	【自動放送】土砂災害警戒情報が発表された時	全域	市内に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が高まっていますので、危険区域にお住まいの方は避難の準備をしてください。
大雨特別警報	【自動放送】大雨特別警報が発表された時	全域	市内に大雨特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、安全な場所に退避してください。
暴風特別警報	【自動放送】暴風特別警報発表時	全域	市内に暴風特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、安全な場所に退避してください。
台風接近情報	最接近予定の当日や前日等、状況に応じて（台風接近が夜間の場合は早めに放送する）	全域	市内では、強い風や大雨が予想されています。台風の接近に備え、風で飛びそうな物の固定や、雨による浸水などの対策をお願いします。
【土砂災害】警戒レベル3 高齢者等避難	強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	全域	市内の土砂災害危険区域に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令します。土砂災害の危険区域にお住まいで、避難に時間のかかる方は、危険区域外の安全な場所に避難してください。
【土砂災害】警戒レベル4 避難指示	土砂災害の避難指示発令基準に達したとき	全域 ・ 特定した区域	緊急放送、市内の土砂災害危険区域に、警戒レベル4 避難指示を発令します。土砂災害の危険区域にお住まいの方は、危険区域外に速やかに避難してください。
【土砂災害】警戒レベル5 緊急安全確保	大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき	全域 ・ 特定した区域	緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。市内に大雨特別警報が発表されました。命を守る最善の行動をとってください。
	土砂災害の発生が確認されたとき		緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。〇〇地区で土砂災害が発生しました。命を守る最善の行動をとってください。

災害の種類	放送時期	放送範囲	同報無線放送案文
【土砂災害】高齢者等避難避難指示・緊急安全確保解除	高齢者等避難避難指示・緊急安全確保を解除したとき	全域 ・ 特定した区域	市内に発令していた、土砂災害の高齢者等避難（避難指示・緊急安全確保を解除します。
【洪水】警戒レベル3 高齢者等避難	河川の水位が避難判断水位に達したとき	全域 ・ 浸水想定区域	緊急放送、警戒レベル3 高齢者等避難を発令します。〇〇川の水位が急激に上昇しています。〇〇川の近くにお住まいで、避難に時間のかかる方は避難してください。
【洪水】警戒レベル4 避難指示	河川の水位が氾濫危険水位に達したとき	全域 ・ 浸水想定区域	緊急放送、警戒レベル4 避難指示を発令します。〇〇川が氾濫する恐れがあります。〇〇川の近くにお住まいの方は、速やかに避難してください。
【洪水】警戒レベル5 緊急安全確保	河川の水位が堤防の高さ付近に達したとき	全域 ・ 浸水想定区域	緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。〇〇川がいつ氾濫してもおかしくない状況です。命を守る最善の行動をとってください。
	氾濫の発生を確認したとき		緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。〇〇川で氾濫が発生しました。命を守る最善の行動をとってください。
【洪水】高齢者等避難避難指示・緊急安全確保解除	高齢者等避難避難指示・緊急安全確保を解除したとき	全域 ・ 浸水想定区域	〇〇川流域に発令していた、高齢者等避難（避難指示・緊急安全確保を解除します。
【高潮】警戒レベル4 避難指示	高潮特別警報が発表されたとき	沿岸地区	緊急放送、警戒レベル4 海岸付近に高潮の避難指示を発令します。潮位が上昇し、危険です。速やかに避難してください。
【高潮】警戒レベル5 緊急安全確保	異常な越波、越流の発生が確認されたとき	沿岸地区	緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。高潮による危険が高まっています。命を守る最善の行動をとってください。
	堤防などの施設に被害の発生を確認したとき		緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。高潮による被害が発生しています。命を守る最善の行動をとってください。
【高潮】避難指示緊急安全確保解除	避難指示緊急安全確保を解除したとき	沿岸地区	海岸付近に発令していた、高潮の避難指示緊急安全確保を解除します。

富士市富士山火山避難計画



令和 6 年 3 月

富士市

はじめに

富士山における火山防災対策は、平成 12 年 10 月から平成 13 年 5 月にかけて低周波地震が多発するなどしたことをきっかけに議論されるようになり、噴火の影響範囲が広域にわたることから、平成 13 年 7 月に内閣府防災担当の主導により富士山火山防災協議会が発足し、検討が始まった。

同協議会において平成 16 年 6 月に富士山ハザードマップが作成されたほか、ハザードマップで予想される災害に対して予防、応急対策から復旧・復興対策まで各地方自治体レベルを超えた広域的な災害対策の検討を行い、平成 17 年 7 月に、各対策の基本方針を「富士山火山広域防災検討会報告書」としてとりまとめた。

その後、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、富士山火山防災対策協議会（以下、「協議会」という。）が平成 24 年 6 月 8 日に設置され、平成 28 年 3 月 24 日に、活動火山対策特別措置法の改正（平成 27 年 12 月 10 日施行）に伴い協議会を法定協議会に改組した。

協議会では、平成 26 年 2 月に「富士山火山広域避難計画」（以下、「広域避難計画」という。）を取りまとめたが、平成 16 年に富士山ハザードマップが作成されて以降、様々な研究により富士山の噴火履歴に関する新しい知見が確認され、実績火口の位置や噴出物の量に関し被害想定を見直す必要性が高まったことから、ハザードマップを改定することを決定し、令和 3 年 3 月に新たな富士山ハザードマップ（改定版）を公表した。

改定版ハザードマップでは、溶岩流が市街地に到達する予想時間が短くなったほか、被害想定区域が拡大したことから、避難対象者数が増加した。

新たな被害想定に対応するため、令和 5 年 3 月に広域避難計画を「富士山火山避難基本計画」（以下、「基本計画」という。）と改称したうえで、噴火現象の特性に応じた避難対策や、不確実性の高い火山災害においても可能な限り地域社会の経済活動を維持できるよう配慮しつつ、『いのちを守る』避難を最優先し、『くらしを守る』避難についても最大限考慮するための基本となる避難方針をまとめたものとして改定した。

本市では、広域避難計画に基づき平成 28 年 2 月に「富士市富士山火山避難計画」（以下、「市計画」という。）を策定し、その後、広域避難計画が見直されたことから、平成 31 年 2 月に市計画の改定を行った。

さらに、令和 5 年 3 月に協議会から新たな被害想定に対応した基本計画が公表されたことを受け、今般市計画を改定するものである。

なお、本計画に記載されている世帯数、人口及び想定車両台数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の町内会別人口等から算出した。

目次

第1章 総則

第1節 計画の基本的事項	1
第2節 避難対象エリアと噴火警戒レベル	4
第3節 噴火シナリオ	10
第4節 溶岩流流下パターン	11

第2章 事前対策

第1節 防災体制	13
第2節 避難のための事前対策	14
第3節 情報収集・伝達体制	15
第4節 避難促進施設	19
第5節 在宅の避難行動要支援者への避難支援	19
第6節 入山規制	19
第7節 児童関連施設の避難対策	20
第8節 防災啓発と訓練	21

第3章 避難対策

第1節 噴火現象別の避難の基本的な考え方	23
第2節 噴火前の自主的な分散避難	24
第3節 避難指示の発令	24
第4節 避難所の開設及び避難誘導	28
第5節 避難手段及び避難経路	30
第6節 災害対策基本法に基づく警戒区域	32
第7節 交通規制	32
第8節 避難路等の堆積物の除去	43
第9節 広域避難	44

第4章 避難後の対応

第1節 避難所の管理・運営	46
第2節 避難所の移転	46
第3節 避難の長期化に備えた対策	46
第4節 警戒区域・避難指示の解除等	47

第1章 総則**第1節 計画の基本的事項**

1 計画の目的

この計画は、平常時に実施する事前対策や噴火警戒レベルが引き上げられた場合に実施する避難対策、避難後の対応について定め、これらの対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を富士山噴火による災害から保護することを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、基本計画及び富士市地域防災計画に基づき、富士市の特性を踏まえ、富士山火山災害からの市民等の避難対策の基本的な考え方を示したものである。

今後新たな知見や課題が明らかになった場合には、必要に応じ計画の修正や充実を図る。

3 不確実性を踏まえた避難体制

火山災害は、予兆から噴火まで長時間となる場合や、結果的に噴火に至らない場合も想定される。また、噴火後、数時間で沈静化するのか、数年に及ぶのかについても予測できない。

このため、本計画では最も速やかに避難できる手段を採用する一方、避難先を選定するに当たっては、避難が必要となる住民の生活基盤維持や一時帰宅が過度な負担とならないよう配慮する。

4 対象となる噴火現象

基本計画では、火口形成、大きな噴石、火砕流（火砕サージ）、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、降灰後土石流、小さな噴石について、影響が想定される範囲「影響想定範囲」と、避難を要する範囲「避難対象エリア」をそれぞれ設定している。

このうち火砕流（火砕サージ）については、市内の居住地域に直接影響を及ぼすものではないが、発生することで融雪型火山泥流を引き起こす可能性があることから、これらの現象全てについて市計画の対象とする。対象となる現象の特徴や想定影響範囲は表1のとおり。

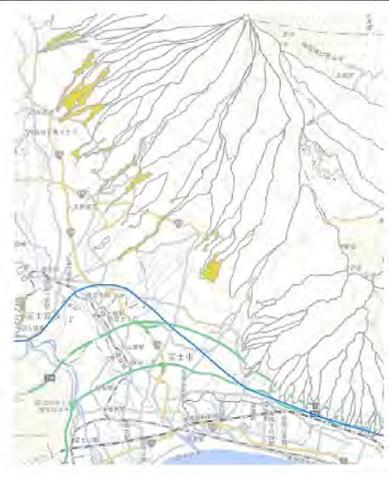
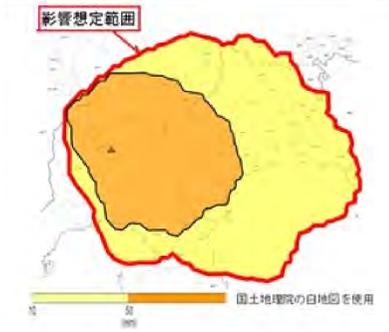
一方で、岩屑なだれ（山体崩壊）や水蒸気爆発、火山ガス、空振、火山性地震（地殻変動）、洪水氾濫、津波については、基本計画で対象外としているため、市計画においても対象外とする。

また、同様に南海トラフ地震発生後に噴火するなどの連続災害についても対象外とする。

表 1 <計画の対象となる噴火現象>

噴火現象	定義・特徴・危険性等	影響想定範囲
火口形成	<p>火口とは、地下のマグマや火山ガスに運ばれた岩塊などが噴出する穴あるいは割れ目である。</p> <p>噴火中の火口又はそのごく近傍では生命に危険が及ぶが、噴火前の段階では、ハザードマップで示された想定火口範囲のどこに火口ができるか事前に特定はできない。</p>	
大きな噴石	<p>大きな噴石とは、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの固形物のうち、概ね 20~30cm 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。</p> <p>大きな噴石は、噴火と同時に飛散することがあり、速度が速く、直接身体に当たれば死傷（外傷、熱傷）し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されることもある。</p>	
火砕流 (火砕サージ)	<p>火砕流は、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって高速で山体を下流する現象であり、大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させる噴火現象である。</p> <p>また、火砕サージは、火山灰まじりの爆風で、火砕流の先端部から分離して生じる場合があり、火砕流の本体部分よりも遠方に到達することや、高温・高速の流れによる人的被害を発生させる場合がある。</p> <p>火砕流等に巻き込まれると生命の危険があるが、その流下速度は時速数十 km から百数十 km と高速であり、発生後に流下コースから避難することは不可能である。</p>	

溶岩流	<p>溶岩流は、火口から噴出したマグマが重力によって地表を流下する現象で、進路にある森林、田畑、建物等は埋没又は焼失する。流下速度や堆積する厚さは、マグマの物性や噴出率等によって大きく変化する。</p> <p>溶岩流は生命への危険性は高いものの、流下速度は比較的遅い。</p>	
融雪型火山泥流	<p>融雪型火山泥流とは、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で一気にはけて水となり火砕物や斜面の土砂を取り込んで、高速（時速 60km を超えることもある）で流下する現象である。</p> <p>積雪がある時期（積雪期）に限り発生する現象だが、発生した場合避難までの時間的猶予はない。</p>	
降灰	<p>噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの（直径 2mm 未満）を火山灰といい、降灰は、火山灰が地表に降下する現象である。</p> <p>降灰そのものを原因として、直ちに生命に危険が及ぶことはないため、現象の影響範囲から立退く必要性は低いが、火山灰を吸い込むと呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害が発生するおそれがある。</p> <p>降灰の規模や継続時間は、気象条件によって大きく変化するため、予測は困難である。</p>	

<p>降灰後土石流</p>	<p>降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後起きる土石流（以下、「降灰後土石流」という。）は、降灰と無関係に降雨によって発生する土石流より少量の降雨でも発生し、広い範囲に流出するおそれがある。</p> <p>降灰後だけでなく降灰中や噴火の終息後長期間にわたって起きることや、噴火現象により上流の土地が荒廃した場合も発生することがあるので注意が必要である。</p>	
<p>小さな噴石</p>	<p>直径が数 cm 程度で風の影響を受けて遠方まで流されて降る固形物を小さな噴石という。火口から10km以上遠方まで流されて降下する場合もある。直径10cm程度のものが飛来することもあり、これらが人体に直撃すると非常に危険である。</p> <p>また、直径10cmを超えるサイズのものには内部が高温である可能性があり、火災の原因となるため、注意が必要である。</p>	

第2節 避難対象エリアと噴火警戒レベル

1 避難対象エリア

(1) 火口形成・大きな噴石・火砕流（火砕サージ）・溶岩流

火口形成・大きな噴石・火砕流（火砕サージ）・溶岩流（以下、「溶岩流等」という。）の避難対象エリアは、火山現象からの避難が必要な範囲として基本計画で定義されたものであり、溶岩流等に対しては表2のとおり第1次避難対象エリアから第6次避難対象エリアの6つに区分している。

また、各町内会（区）を避難対象エリア別に分類したものは表3のとおり。

表2 <溶岩流の避難対象エリア>

<p>避難対象エリア</p>	<p>噴火現象</p>	
<p>第1次 避難対象エリア</p>	<p>噴火する可能性のある範囲</p>	
<p>第2次 避難対象エリア</p>	<p>火砕流、大きな噴石が到達 する可能性のある範囲</p>	
<p>第3次</p>	<p>溶岩流が3時間以内に到達</p>	

<p>避難対象エリア</p>	<p>する可能性のある範囲</p>
<p>第4次</p>	<p>溶岩流が24時間以内に到達</p>
<p>避難対象エリア</p>	<p>する可能性のある範囲</p>
<p>第5次</p>	<p>溶岩流が7日以内に到達</p>
<p>避難対象エリア</p>	<p>する可能性のある範囲</p>
<p>第6次</p>	<p>溶岩流が最終的に到達</p>
<p>避難対象エリア</p>	<p>する可能性のある範囲</p>

表3 <溶岩流等の避難対象エリア別町内会（区）一覧>

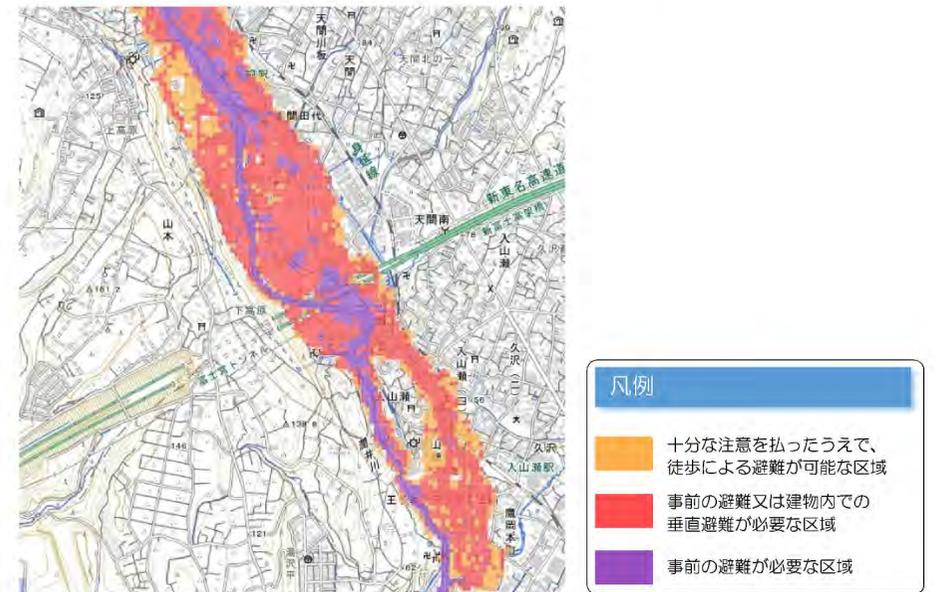
避難対象エリア	地区	町内会（区）
第1次避難対象エリア	吉永北	勢子辻
第2次避難対象エリア	大淵	吉原富士本中町の一部
第3次避難対象エリア	大淵	吉原富士本中町、吉原富士本西町、大淵町3、八王子本町、八王子町1、八王子町2、城山町、希望ヶ丘、穴原町1、穴原町2
	吉永北	桑崎町、陽光台東、陽光台西、陽光台南、石井町、鶴無ヶ淵町1、鶴無ヶ淵町2、間門町
	神戸	今宮、神戸1の一部
	吉永	富士岡入町、富士岡町1、富士岡町2、富士岡本花守町
	須津	中里町1、中里寿町
	天間	天間田代
第4次避難対象エリア	大淵	大淵町1、大淵町2、大久保町、中野町1、中野町2、大富町、次郎長町、境町、大峯町
	神戸	神戸1、神戸2
	富士見台	富士見台1、富士見台2南、富士見台2北、富士見台3、富士見台4東、富士見台4西、富士見台5、富士見台6、富士見台7、富士見台8
	吉永	富士岡町3、富士岡洗脇町、富士岡花守町、東比奈町1、東比奈町2、東比奈町3、中比奈町1、中比奈町2、中比奈町3、西比奈町1、西比奈町2、西比奈町3
	須津	中里曙町、中里町2
	原田	原田町1、原田町2、原田町3、原田町4、原田本町、東滝川町、南滝川町、西滝川町、北滝川町、宇東川本町、三ッ沢町1、三ッ沢町2、三ッ沢町3、吉原中島町1
	天間	天間川坂、天間東、天間南、天間北1、天間北2
	鷹岡	厚原西、久沢東、久沢南、久沢西、久沢北、入山瀬東、入山瀬西、入山瀬天王町、入山瀬久保、鷹岡本町1、鷹岡本町2、鷹岡本町3
	丘	厚原南
	青葉台	一色
	伝法	中桁
	岩松北	滝戸、旭町、四ッ家
	富士北	松本、本市場新田、富士中島上
第5次避難対象エリア	大淵	落合町、片倉町、三ッ倉町
	須津	中里町3、中里町4、中里八幡町、川尻町1、川尻町2、神谷町1、神谷町2、増川町2、増川町3、江尾町1
	原田	宇東川町1、宇東川町2、宇東川町3、吉原中島町2

元吉原	今井本町、今井東町、今井毘沙門町、大野町、松町、田中町、西田中町、柏原町2、柏原町3、鈴川本町
丘	傘木、傘木北、末広町、厚原中、厚原東1、厚原東2、厚原東3、厚原北1、厚原北2、片宿
広見	広見町1、広見町2、広見町3、広見町4、広見町5、広見町6、広見町7、広見町8、広見町9、百合ヶ丘、桜ヶ丘町、美原町、石坂町1、石坂町2、石坂町3、石坂町4、若松町2、久保町、三ツ倉南町、源太坂
青葉台	木の宮町、東木の宮、西木の宮町、青葉台南、高山、荻の原、茶の木平、若松町1、若松町3
今泉	田宿、御殿、吹上、寺市場、市場、富士見町、新富士見町、吉原緑ヶ丘、立小路、水の上、泉町、栄町、北仲町、南仲町、仲町、鍛冶町1、鍛冶町2、鍛冶町3、上和田町、和田町1、和田町2、春日町、新橋、依田橋、一の宮町1、一の宮町2、一の宮町3、駿河台1、駿河台2、駿河台3、駿河台4
伝法	伝法町1、伝法町2、伝法町3、吉原上中町、中村町、千代田町、宮川町、宮の上、三日月、長者町、上田端、田端町、瓜島、永田町香番館、サーパス永田町、日乃出町、富士日乃出町
吉原	吉原本町1、吉原本町2、吉原本町3、吉原本町4、東本通1、東本通2、東本通3、宮町、西本通り、伝馬町、西仲町、新追町、弥生町、東国久保、西国久保、昭和通り、日吉町1、日吉町2、日吉町3、住吉町、幸町、大和町、依田原1、依田原2、依田原3、エンゼル町、永田町、中央町香番館、錦町1、南町、新通り、緑町、荒田島1、荒田島2、青島、新青島町、津田、高島
岩松北	東田、瀬戸原、富士緑ヶ丘、上町、富士上中、富士下中、湯沢平1、湯沢平2
岩松	浦町、橋下
松野	中野台、富士松野、清水町、南松野1、南松野2、松野八幡町、大北町、俣下町
富士川	木島、小山
富士北	青葉町、浅間町、富士中島下、中島新道町、くすの木町
富士駅北	本市場1、本市場2、本市場3、本市場4、国久、川原宿、藤間、塔の木、塔の木2、平垣町、平垣町2、平垣3、平垣北町、平垣八幡町、富士本町、富士町、銀座町、千寿町、水戸島上、十兵衛北、蓼原1、蓼原2、蓼原3、蓼原4、蓼原5、柚木、松岡東
富士駅南	上横割、下横割南、下横割北、十兵衛南町、水戸島中、水戸島下
田子浦	柳島、柳島日東、前田
富士南	上五貫島
第6次避難対象エリア	須津 中里新富町、神谷町3、神谷緑町、増川町1、江尾町2
元吉原	鈴川町3、鈴川町4、鈴川町5、鈴川浜町東通り、鈴川浜町中通り、鈴川浜町西通り、柏原町1
浮島	浮島町1、浮島町2
吉原	依田原4、八代町
岩松	林町、新町、四丁河原上、四丁河原下、水神
松野	松野富士見町
富士川	舟山町、坂下、吉津、岩淵上町、相生町、岩淵旭町、中之郷川坂、中之郷坂町、中之郷新町、新町本町、東町1、東町2、中之郷本通1、中之郷本通3、中之郷本通4、中之郷日の出町、中之郷宮町、中之郷幸町
富士駅南	四丁河原南、水戸島上南、水戸島南町
田子浦	川成島、東宮島、新浜、中丸浜、田子、小須、鮫島、江川、前田新田、宮島新田、助六、下川成、中丸丘
富士南	森島、宮下、西宮島、下五貫島、千鳥町、富士見ヶ丘、三四軒屋、自由ヶ丘、靖国町、浜添

表4 <融雪型火山泥流の避難対象エリア別町内会（区）一覧>

避難対象エリア	地区	町内会（区）
事前避難対象区域	天間	天間田代、天間南の一部
	鷹岡	入山瀬西の一部、入山瀬天王町、鷹岡本町2、鷹岡本町3
	大淵	吉原富士本中町、八王子本町
避難対象エリア	大淵	吉原富士本西町、大淵町3、八王子町1、八王子町2、城山町、希望ヶ丘、穴原町1、穴原町2、中野1、中野1、落合町、片倉町
	神戸	今宮、神戸1、神戸2
	富士見台	富士見台1、富士見台2南、富士見台2北、富士見台7、富士見台8
	原田	原田町4、三ツ沢町1、三ツ沢町2、三ツ沢町3
	鷹岡	厚原西、久沢東、久沢南、久沢西、久沢北、入山瀬東、入山瀬久保、鷹岡本町1
	丘	厚原中、厚原南、厚原北1
	伝法	田端町、中桁、瓜島、日乃出町、富士日乃出町、永田町香番館、サーパス永田町
	吉原	西仲町、新追町、永田町、錦町1、南町、新通り、緑町、荒田島1、荒田島2、八代町、青島、新青島町、津田、高島
	岩松北	滝戸、旭町、四ツ家
	富士北	青葉町、浅間町、本市場新田、松本、富士中島下、中島新道町、くすの木町
	富士駅北	本市場2、本市場3、本市場4、国久、川原宿、藤間、塔の木、塔の木2、蓼原1、蓼原2、蓼原3、蓼原5
	田子浦	新浜、中丸浜、田子、小須、江川、前田新田、前田、中丸丘

図1 <融雪型火山泥流ドリルマップ重ね合わせ図（危険度区分）>



(2) 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流の避難対象エリアは、ハザードマップの融雪型火山泥流可能性マップの影響想定範囲とし、表4のとおり。このうち、基本計画の中でハザードマップの融雪型火山泥流ドリルマップ重ね合わせ図（危険度区分）（図1参照）において事前の避難が必要な区域とされているエリアを事前避難対象区域とする。

(3) 降灰・小さな噴石

降灰及び小さな噴石については避難対象エリアを設定しないが、大規模な降灰が生じ、停電、断水、物資の供給が困難であると判断した場合、避難が必要となる区域を噴火の推移や社会的影響などを総合的に判断し、火山専門家の助言を受け避難対象エリアの設定を判断する。

(4) 降灰後土石流

降灰の堆積深が 10cm 以上の範囲内に位置する土石流危険渓流の土石流危険区域、又は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）」に基づき指定された土砂災害警戒区域を避難対象エリアとする。

なお、噴火により火山灰が 1 cm 以上堆積した場合は、土砂災害防止法に基づき、国土交通省により降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査が実施される。この調査結果に基づき、市に対し土砂災害緊急情報（降灰後土石流による被害が想定される土地の区域に関する情報）が通知されるので、事前に設定した避難対象エリアを速やかに見直すものとする。

2 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは火山活動の状況に応じ、防災機関や住民等の取るべき行動を5段階に区分した指標であり、表5のとおり。富士山を含め、噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時に火山防災協議会で合意された避難開始時期や避難対象地域の設定に基づき、気象庁が「警戒が必要な範囲」（生命に危険が及ぶ範囲）を明示し、噴火警報・噴火予報に含めて発表する。

また、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を、現時点では噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

なお、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階においては、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、噴火警戒レベル2の発表はしないこととしている。

表5 <富士山の噴火警戒レベル>

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民への対応及び 入山者等の対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難が必要（状況に応じて対象地域を判断）	<ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生 体に感じる地震を含む顕著な地震活動、地殻変動の加速、噴火開始後の噴火活動の高まり等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している。
			4 高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域域の高齢者等の要配慮者の避難が必要 一部の地域では住民の避難が必要	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される 地震活動のさらなる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から 居住地域近くまで	3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等 一部の地域では住民の避難が必要 来域者等は帰宅	<ul style="list-style-type: none"> 地震増加地殻変動浅部の低周波地震や火山性微動の断続的な発生など火山活動の高まり 火山活動が低下する過程などにおいて、居住地域に影響しない程度の噴火の発生等
		火口周辺	2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等	【レベル2の発表】 火山活動が活発する過程では使用せず*1火山活動が低下する過程などにおいてレベル3～5から引き下げる段階で火山活動の状況に応じて発表する場合がある
予報	噴火予報	火口内等	1 活火山であることに留意	火山活動が高まりがみられる 今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある	住民は希望により自主避難 状況に応じて登山者は下山	<ul style="list-style-type: none"> 噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる（火山の状況に関する解説情報（臨時）等*2を発表する）
			火山活動は静穏	火山活動は静穏	住民は通常の生活	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏（深部低周波地震の多発も含む）

注1) 富士山では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程において、火口周辺のみに影響を及ぼす程度の噴火が発生する場所を予測することは困難であるため、火山活動活発化の過程でレベル2は発表しない。

注2) レベルの引上げ基準に達していないが、今後レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合は、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

第3節 噴火シナリオ

平常時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるよう、協議会が作成した噴火シナリオを基に、市計画に合わせた噴火シナリオを表6のとおり作成し、噴火シナリオを基に避難対策等の検討を行った。

なお、本シナリオは、噴火レベルが順次引き上げられ噴火に至ることを想定したものであるが、実災害においては、様々なパターンで噴火に至る可能性がある。

表6 <噴火シナリオ>

噴火警戒レベル	解脫情報(臨時)	3	4	5	噴火後	
噴火までの推移の一例	火山活動の異常～噴火開始前				噴火直前	噴火の発生～終息まで
宝永噴火時の推移(歴史上唯一の参考例)	噴火前10数日		噴火前日	噴火前日～直前	15日間	降灰後～数十年
基本的な 応急対策	情報収集体制 自主的な分散避難の呼びかけ 避難所開設準備 情報伝達方法確認	警戒本部(災害対策本部)設置 入山規制 警戒区域の設定 避難所設置(状況に応じて順次拡大)		山中で有感地震・山麓で有感地震・有感地震が多発・馱動の発生が増加	噴火直前～直前 大規模噴火の発生 小さな噴石や火山灰が広範囲に堆積	降灰後～数十年 降灰後土石流の発生
	情報収集体制 自主的な分散避難の呼びかけ 避難所開設準備 情報伝達方法確認	警戒本部(災害対策本部)設置 入山規制 警戒区域の設定 避難所設置(状況に応じて順次拡大)		山中で有感地震・山麓で有感地震・有感地震が多発・馱動の発生が増加	噴火直前～直前 大規模噴火の発生 小さな噴石や火山灰が広範囲に堆積	降灰後～数十年 降灰後土石流の発生
社会情勢	報道の過熱	報道関係者が増加		応援部隊・ボランティアの活動本格化		
	地域から離れる人の増加・渋滞発生・帰宅困難者の発生	通信の混乱・不確実な情報の増大(デマ情報等)		観光客等の減少	物流の停滞・物資不足	
避難対象エリア	解脫情報(臨時)	住民の避難対応			避難先	手段
第1次避難対象エリア	避難(全方位)	→	→	→	新緑センター 循環センター	徒歩 又は 自家用車
第2次避難対象エリア	避難(全方位)	→	→	→		
第3次避難対象エリア	避難準備	避難(全方位)	→	→	第4次～第6次避難対象エリア内の指定避難所	
第4次避難対象エリア	自主的な分散避難の実施	避難準備	避難準備	噴火発生	市内の指定避難所又は広域避難所 ※個人の状況により決定	
第5次避難対象エリア	自主的な分散避難の実施	避難準備	避難準備	噴火発生	市内の指定避難所又は広域避難所 ※個人の状況により決定	
第6次避難対象エリア	自主的な分散避難の実施	避難準備	避難準備	噴火発生	市内の指定避難所又は広域避難所 ※個人の状況により決定	
融雪型火山泥流事前避難対象区域	避難準備	避難(全方位)	→	→	市内の指定避難所	

第4節 溶岩流流下パターン

噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定されことから、県がある程度幅広い範囲の想定火口による溶岩流ドリルマップをまとめた溶岩流の「流下パターン」を作成した。流下パターンとパターン別に想定される火口範囲を参考として、避難指示の対象区域をあらかじめ検討し、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保できるようにする。流下パターンは図2、想定火口範囲の区分は図3、流下パターン別のドリルマップ整理表は表7のとおり。

基本的には単独の流下パターンを想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には、隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。

図2 <流下パターン>

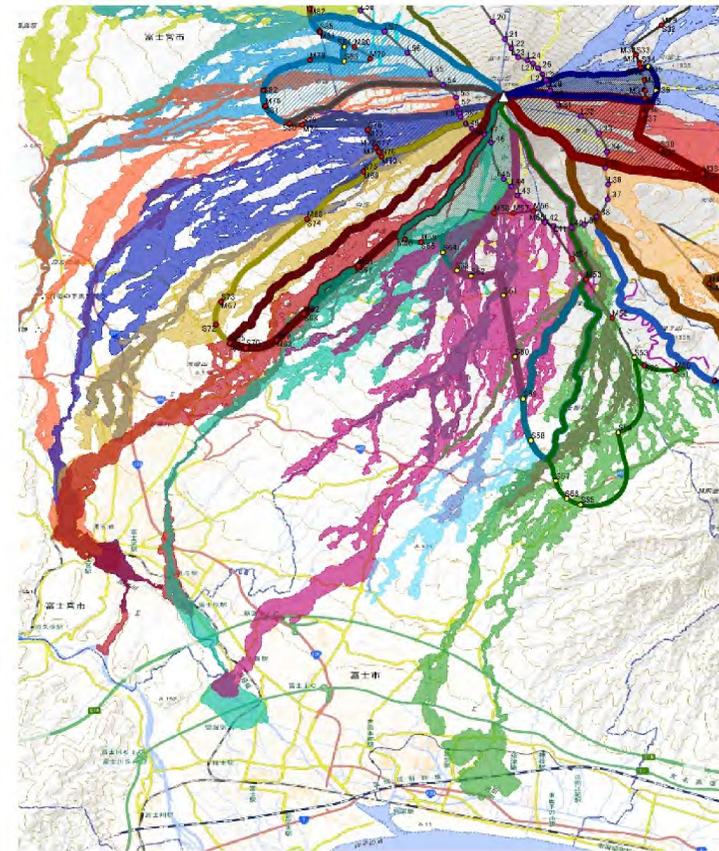
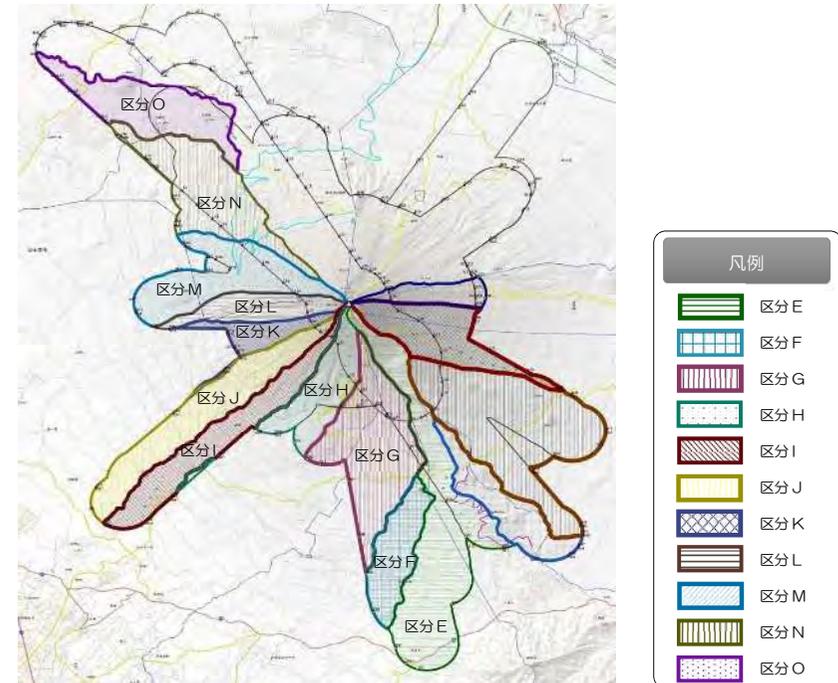




表7 <流下パターン別のドリルマップ整理表>

流下パターンの名称		溶岩流ドリルマップ番号			説明
記号	通称	大規模 (L)	中規模 (M)	小規模 (S)	
E	赤淵川、滝川パターン	39	50~52	51~57	山頂より南側（富士市及び裾野市）の中規模又は小規模噴火の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。滝川を流れる経路と赤淵川を通して富士市街地の東側地域に流下。また、裾野市の須山地区を流下する可能性がある。
F	伝法沢川パターン			58、59	山頂より南側（富士市、裾野市及び御殿場市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。伝法沢川や松原川を流れ、富士市の中央部に流下するパターン。
G	凡夫川パターン	40~43	53~58	60~63	山頂より南側（富士市、裾野市及び御殿場市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。主に不動沢や砂沢（凡夫川）を通して富士市街地の西側地区に流下するパターン。
H	弓沢川パターン	44~46	59、60	65、66	山頂より南南西側（富士宮市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。弓沢川から主に富士宮市の南側地区に流下し、潤井川を通して24時間以内に富士市に到達する可能性がある。
I~L	潤井川パターン	47~54	61~68、71、73~75		山頂より南西側～西南西（富士宮市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。富士市へは主に潤井川を流下する。
M~O	富士川パターン	55~69	76~86		山頂より西～北西側（富士宮市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。富士市へは芝川を経由し富士川を流下する。

図3 <想定火口範囲の区分>



第2章 事前対策

第1節 防災体制

1 市の体制

職員の配備体制は、表8のほか、富士市職員参集基準によるものとする。

表8 <職員の配備体制>

噴火警戒レベル等の情報	市の体制
噴火警戒レベル1 火山の状況に関する解説情報（臨時）	事前配備体制
噴火警戒レベル3 噴火警戒レベル4、5	警戒本部体制（本部第1次配備体制）
噴火後	本部第2次配備体制、本部第3次配備体制

2 国の体制（合同会議）

噴火警戒レベルが4以上に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合においては、政府現地災害対策室長を議長とする火山災害警戒合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。また、現地対策本部が設置された場合においては、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。

市は、合同会議が開催された場合、それに参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

第2節 避難のための事前対策

1 避難対象エリアごとの避難開始時期

第1次から第3次避難対象エリアは噴火前避難とし、第4次から第6次避難対象エリアは噴火後避難とする。避難対象エリアごとの避難開始時期は表9のとおり。

表9 <避難対象エリアごとの避難開始時期>

避難対象エリア	避難時期	対象人口（世帯数）	避難先	手段
第1次避難対象エリア	噴火前	31（16）	第4次～第6次避難対象エリア内の指定避難所	自家用車
第2次避難対象エリア		108（108）		
第3次避難対象エリア		12,853（5,428）		
第4次避難対象エリア	噴火後	56,696（24,467） ※重複	市内の指定避難所 又は広域避難 ※噴火の状況により決定	徒歩 又は 自家用車
第5次避難対象エリア		125,434（56,645）		
第6次避難対象エリア		51,325（22,425）		
融雪型火山泥流 事前避難対象区域	噴火前 （積雪期）	1,276（549） ※重複	市内の指定避難所	

2 噴火警戒レベルと避難指示発令の基準

避難対象エリアごとに、噴火警戒レベルに応じて避難指示を発令する。避難指示の発令基準は表10のとおりとする。

表10 <避難指示の発令基準>

噴火警戒レベル	避難情報	避難対象区域	避難対象者
レベル3	避難指示	第1次避難対象エリア 第2次避難対象エリア	全住民
レベル4	避難指示	第3次避難対象エリア 融雪型火山泥流事前避難対象区域※	全住民
噴火発生後	避難指示	影響範囲	影響範囲ごとに判断

※積雪期のみ

3 避難対象区域

市は、噴火後避難の対象区域について、ハザードマップ及び流下パターンを基に、避難対象エリア別に、主に町内会（区）を単位とした避難対象区域を設定し、世帯数、人口を整理する。

4 避難所の選定及び開設準備

市は、富士市地域防災計画富士山火山災害対策編第2章第4節第1項「避難場所及び避難所」により、避難所となる施設を選定する。

選定に当たっては、避難する際の渋滞を防止する観点から、以下の点を踏まえ避難所を選定した。

- （1）避難元の町内会（区）からできるだけ近傍であること。
- （2）避難路ができるだけ交差しないこと。
- （3）避難先は溶岩流の到達までに十分な時間的猶予があること。（溶岩流が到達するまでに最短2週間以上となる避難所を選定。）
- （4）国道1号や国道139号等の幹線道路を超えないこと。

また、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された段階で、避難所の開設準備に着手し、噴火警戒レベルに応じて、すみやかに避難所を開設する。

その際に開設する指定避難所及び開設の基準は表11のとおりとする。

表11 <避難所及び開設の基準>

開設避難所	開設基準
新環境クリーンセンター循環啓発棟	噴火警戒レベル3の発表
広見小学校、丘小学校、岩松中学校、吉原第二中学校、吉原第三中学校、吉原北中学校、須津小学校、須津中学校、富士東高等学校、吉原高等学校 岩松小学校（積雪期のみ）	噴火警戒レベル4の発表

噴火発生後に避難を開始する避難者を受入れる避難所は、影響範囲を見極めたうえで決定することとする。

また、噴火の規模により避難対象者数が市内の噴火影響範囲外にある避難所の受入れ可能人数を超過する場合、市外への広域避難を行う。

第3節 情報収集・伝達体制

噴火現象の中には、短時間で居住地域に到達するものや広範囲に影響が及ぶものがあることから、関係機関や住民等に対し迅速かつ適切に情報を伝達することは、避難を実施する上で非常に重要となる。

富士山の噴火に関しては、噴火警報等に応じて防災対応を実施することから、市は、関係機関及び住民等に対し、迅速かつ適切に情報の収集及び伝達を行う。

1 火山に関する情報の収集と整理

富士山の噴火現象に関して収集する主な情報は表12のとおり。

表12 <火山に関する情報収集>

収集・整理する情報	情報内容	情報発信機関
噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	気象庁
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	気象庁
火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、又は警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝える	気象庁

	ため発表される情報	
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、又は警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表される情報	気象庁
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとるために発表される情報	気象庁
火口位置情報	噴火が発生した際に、噴火口がどの位置に形成されたのかを示す情報	気象庁
流下パターン	気象庁からの火口位置情報を基に、どの範囲が溶岩流の流下先に当たるのかを判断し、避難指示発令に繋げるための情報	静岡県
降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけ量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や噴火直後の速報も提供している	気象庁
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる情報	気象庁
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報	国土交通省 中部地方整備局

2 情報伝達例文及び広報手段

(1) 情報伝達例文

市は、避難指示を発令する場合は、表 13 のとおり防災行政無線等による情報伝達を行う。

表 13 <広報案文>

区分	放送文
噴火警戒レベル3	(全国瞬時警報システム連動) (上り4音チャイム) 富士山で、噴火警戒レベル3が発表されました。第1次避難対象エリア、第2次避難対象エリアにお住まいの方は、ただちに避難してください。また、第3次避難対象エリアにお住まいの方は、避難の準備を始めてください。(チャイムを除き3回繰り返し)(下り4音チャイム)
噴火警戒レベル4	(全国瞬時警報システム連動) (上り4音チャイム) 富士山で、噴火警戒レベル4が発表されました。第3次避難対象エリアにお住まいの方は、ただちに避難してください。(チャイムを除き3回繰り返し)(下り4音チャイム)
噴火警戒レベル5	(全国瞬時警報システム連動) (上り4音チャイム) 富士山で、噴火警戒レベル5が発表されました。噴火のおそれが高まっていますので、今後の情報に十分注意してください。(チャイムを除き3回繰り返し)(下り4音チャイム)
噴火速報	(全国瞬時警報システム連動) (上り4音チャイム) 噴火速報。富士山で噴火が発生しました。火口の位置によっては避難が必

	要となる場合がありますので、今後の情報に注意してください。(チャイムを除き3回繰り返し)(下り4音チャイム)
噴火直後	(上り4音チャイム) 先ほど、富士山で噴火が発生しました。第4次避難対象エリアにお住まいの方は今後の情報に注意してください。第5次避難対象エリア、第6次避難対象エリアにお住まいの方は、直ちに影響が及ぶことはありませんので、落ち着いて行動してください。(チャイムを除き3回繰り返し)(下り4音チャイム)
噴火後避難対象区域への避難指示	(上り4音チャイム) 緊急放送。富士山で噴火が発生しました。〇〇町内会(区)にお住まいの方は、△△へ直ちに避難してください。(チャイムを除き3回繰り返し)(下り4音チャイム) ※具体的な町内会(区)は第3章第3節で後述

(2) 各段階における情報伝達・広報項目

市が、各段階において情報伝達・広報を行う項目は表 14 のとおり。

表 14 <情報伝達・広報項目>

実施時期	項目
噴火警戒レベル1 解説情報(臨時)	<ul style="list-style-type: none"> 自主的な分散避難の呼び掛け 避難及び避難時持ち出し品の準備 落ち着いた行動をとること、風評等に惑わされないこと、正しい情報の入手を心掛けること等
噴火警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリアに対する避難指示の伝達 第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリアへの入山規制 第3次避難対象エリアに対する避難準備の呼び掛け 市内全域への広報 警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令) 来域者への帰宅の呼び掛け
噴火警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 第3次避難対象エリアに対する避難指示の伝達 第3次避難対象エリアへの入山規制 市内全域への広報 警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令)
噴火警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> 第3次避難対象エリアに対する避難指示の伝達 市内全域への広報 警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令)
噴火開始直後	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じ、第4次～第6次避難対象エリアの影響範囲に対し避難指示の伝達 第4次避難対象エリアの必要な範囲への入山規制 市内全域への広報
噴火状況判明後	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動の状況に応じ、第4次～第6次避難対象エリアの影響範囲に対し避難指示の伝達 溶岩流の流下先等の必要なエリアへの入山規制 市内全域への広報 警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令) 火山活動の状況に応じ、第3次避難対象エリアの影響外区域に対し避難指示の解除 噴火に伴う現象による被害の発生状況、道路不通箇所等 噴火現象の推移、被災地における各種応急活動、各種復旧作業の実施状況と復旧の見通し、公共輸

送機関の運行状況と運転再開の見通し、住民や事業者に対する支援事業等 ・避難者収容状況、災害用伝言ダイヤル、災害情報掲示板等の活用方法等
--

(3) 情報伝達・広報手段

市は、表 15 に示す手段を活用して、迅速かつ確に情報伝達・広報を行う。また、停電等による通信途絶を考慮し、複数の情報伝達・広報手段を活用する。

火山活動が活発化し噴火警戒レベルが引き上げられると一般住民等からの問い合わせが増加することから、ウェブサイト等での広報により問い合わせ業務の軽減化を図る。また、国内外から安否確認の問い合わせが集中するおそれがあるため、平常時から災害時伝言ダイヤル等の利用を周知する。

表 15 <情報伝達・広報手段>

防災行政無線	市ウェブサイト
広報車	SNS (LINE、X (旧 Twitter) 等)
緊急速報メール	ラジオ (コミュニティエフエム放送等)
市メールサービス	Lアラート
電話、FAX、戸別訪問	各報道機関

3 情報伝達手段の多重化

火山災害では、噴火現象による通信施設の被災、大量降灰による停電、回線集中による電話回線の輻輳やデータ通信の停止が発生するなど、情報伝達ができなくなるおそれがあることから、市は、県及び関係機関と共に、不測の事態に備えて情報伝達手段の多重化を検討し、整備に努める。

第 4 節 避難促進施設

1 避難促進施設の指定

市は、活動火山対策特別措置法第 6 条第 1 項第 5 号及び協議会の統一基準に基づき、対象となる施設を避難促進施設として富士市地域防災計画に位置付ける。

2 避難確保計画作成の支援

市は、避難促進施設に対し、利用者等に対する情報伝達体制や避難誘導方法を定めるなど、避難確保計画作成を求め、その支援にあたる。特に、本計画と整合がとれるよう、協議や助言等を行う。

3 避難促進施設における避難対策

(1) 通院・通所型の施設

通院・通所型の施設にあっては、遅くとも立地場所の避難対象エリアごとに定められた避難開始基準までに施設を閉鎖し、利用者を避難させる。

(2) 入院・入所施設における避難対策

入院・入所施設を有する医療機関・福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。

また、突発的な噴火が発生した場合に備え、第 5 次、第 6 次避難対象エリアや更に外側に位置する施設を、中継点や一時的な転院先とすることを検討するほか、閉鎖した通院・通所型の施設の医療スタッフや介護用車両等を緊急時の応援体制に組み込むことについて、平常時から関係機関と協議、調整を行う。

第 5 節 在宅の避難行動要支援者への避難支援

在宅の避難行動要支援者は、避難指示が発令された場合速やかに避難を開始する。

市は、平常時において避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、関係者（自主防災会、福祉専門職等）と連携して避難支援体制の構築に努める。

また、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された段階で、噴火警戒レベルが 3 へ引き上げられる場合に備え、避難行動要支援者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行い、避難の実施に当たっては、警察、消防等と協力し、避難行動要支援者名簿等により安否確認や避難完了の確認等を行う。

なお、避難先で一般の避難住民と同一の避難環境での生活が困難な場合には、福祉避難所への移動を検討するものとする。

第 6 節 入山規制

市は、表 16 に基づき噴火警戒レベルに応じて入山規制を実施する。入山規制エリアのうち第 1 次及び第 2 次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう交通規制を行い、

第3次避難対象エリアから外側は、エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行うことも検討する。(交通規制については第3章第7節で後述)

表 16 <入山規制エリア>

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル3	第1次及び第2次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第3次避難対象エリア
噴火開始直後	第4次避難対象エリア (必要な範囲)
噴火開始後	溶岩流の流下先等の必要なエリア

第7節 児童関連施設の避難対策

市内の全ての児童福祉施設及び幼稚園、小中学校、高等学校等(以下、「児童関連施設」という。)において、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で原則として速やかに休校等の措置を行う。各児童関連施設は、平常時から保護者への引き渡し又は集団避難後に引き渡し等の具体的な引き渡し方法や、立地条件に応じた児童・生徒等の安全対策を検討する。検討すべき点は以下のとおり。

- (1) 避難に当たっては、教職員も避難対象者であることを認識し、児童・生徒だけでなく教職員の避難時間を確保すること
- (2) 当該学区内の今後の安全状況の見込み(そのまま自宅への帰宅可否等の情報)
- (3) 突発的な噴火発生により引き渡しに間に合わない際の緊急安全確保
- (4) 緊急時の連絡体制(職員の参集、保護者への連絡体制)
- (5) 一定時間経過後、引き渡し予定場所からの避難先(避難するタイミング、避難時期)
- (6) 児童・生徒等が遠隔地へ避難した場合の連絡方法
- (7) 授業等の再開の時期(当該施設が避難所に指定されている場合)
- (8) 引き渡し訓練の実施方法

なお、保護者への引き渡し完了前に噴火が発生してしまった場合は、市や県から出される情報を確認し、表17に従って速やかに児童・生徒等を避難させる必要がある。

このような場合であっても、落ち着いて児童・生徒等の避難誘導ができるよう以下の事項に留意する。

- (9) 溶岩流の流下範囲となる可能性がある場合、落ち着いて近隣の高台や流下方向に対して直交方向に避難
- (10) 溶岩流の流下範囲となる場合を除き、降灰時は建物内で安全を確保
- (11) 屋外に出て溶岩流からの立退き避難を行う場合、児童・生徒等にヘルメットやゴーグル等を着用させ安全を確保
- (12) 降灰が生じている場合、体育館の屋根が損傷する可能性があるため、校舎内に退避
- (13) 呼吸系の疾患がある児童・生徒等は、火山灰の影響により症状が悪化する可能性があることに留意

表 17 <突発噴火の場合の避難対象エリアごとの行動一覧表>

避難対象エリア	学校の対応	児童・生徒への対応
第3次	休校	避難所への避難
第4次		下校措置又は保護者への引き渡し(火口位置によっては避難所への避難)
第5次・第6次・エリア外		下校措置又は保護者への引き渡し

第8節 防災啓発と訓練

1 防災啓発及び防災教育

(1) 富士市富士山火山防災マップの作成・配布

市は、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、噴火警戒等の解説、噴火警戒レベルに応じた避難場所や避難経路、避難の方法、情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップを作成し、全世帯に配布するほか、見方、使い方を説明する機会を設ける。

(2) 富士山火山防災に関する啓発

市は、県や静岡地方気象台と共に、防災講座やワークショップなどを通じて、住民自身が地域の特性を考慮し、避難開始時期を判断できるよう、円滑な避難を実現するために必要となる「徒歩避難」、同じく地域のスリム化を図るための「自主的な分散避難」や火山災害の不確実性を知るための「多種多様な噴火シナリオ」、噴火した場所ごとに避難対象を絞り込む「流下パターン」などテーマを絞り込み、踏み込んだ周知啓発を行うことで市民の富士山火山に対する防災意識向上に努める。

(3) 学校での防災教育

市教育委員会は、教職員に対する火山防災に関する研修を行うとともに、授業の一環として、児童・生徒を対象とした火山防災等をテーマにした防災教育プログラムの導入を検討する。

また、市は、県や静岡地方気象台と連携・協力し、学校での出前講座の実施、副読本の作成等で、学校における防災教育や啓発用の教材作成を支援する。

2 防災訓練

噴火発生時に避難等の防災対応を円滑かつ迅速に行うためには、日頃から防災訓練を行い、市や協議会、防災関係機関が住民等の避難誘導におけるそれぞれの役割を確認し、避難計画を熟知しておくことが重要である。市は、協議会と共に図上訓練や住民の避難訓練等を通じて関係機関や地域住民との広域的な連携の強化を図るほか、本計画の内容や防災体制等の実効性を検証し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

住民の避難訓練では、実際の噴火時等を想定し、避難に関わる地域の住民や事業者等が共に参加することが望ましく、防災関係機関をはじめ、自主防災会等にも協力を求め実施を検討する。

3 降灰に備えた備蓄品の確保

断水や道路障害による物流の停滞が生じるなどして、物資が不足する事態に備え、当面生活が維持できるよう、各家庭で1週間程度の飲料水、食料、携帯トイレの備蓄を推奨する。

社会福祉施設等においては、医薬品、食料品、飲料水等に加え、エアフィルターなどの空調関連用品の備蓄も必要となる。

第3章 避難対策

第1節 噴火現象別の避難の基本的な考え方

1 溶岩流等からの避難

溶岩流等からの避難は、市内での避難を基本とし、気象庁から発表される噴火警報等による噴火の情報とハザードマップを参考に、避難対象エリアと噴火警戒レベルに応じた段階的な避難を行う。

なお、流下方向や流出規模等の状況によっては市外への広域避難（広域避難については第3章第9節で後述）を実施するものとする。

2 溶岩流等以外の噴火現象からの避難

(1) 融雪型火山泥流

事前避難対象区域では、積雪量を把握したうえで、噴火前に立退き避難を行う。

それ以外の避難対象エリアでは、火口位置や積雪の状況により避難が必要な場合は、垂直避難又は高所・高台や近隣の堅牢な建物に避難する。

(2) 降灰

現象が確認された時点で、原則として自宅若しくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物への屋内退避とする。

大規模な降灰が生じた場合には車両での移動が困難となり、降灰の影響範囲外へ移動する場合は徒歩により移動せざるを得ず、避難完了までに相当の時間を要することが見込まれることから、多くの住民に影響範囲外へ避難させることよりも、道路啓開をはじめとする応急対策の応援部隊を速やかに受入れ、救助を待つことが効果的と考えられる。

ただし、断水、停電、物資不足により生活を維持することが困難となるおそれがある場合は、降灰の状況、避難路の確保状況、停電や断水の発生状況など様々な要件を総合的に判断し、避難を実施する。

(3) 降灰後土石流

基本的に土砂災害と同様の避難対応を実施し、土砂災害に対して避難情報が発令された場合、指定された避難場所へ避難する。

なお、火山活動により大規模な地形変化が生じると通常の土砂災害に対して指定された避難場所に危険が及び可能性も否定できないため、避難指示を発する際、市は最新の情報に注意する。

(4) 小さな噴石

飛来が確認された時点で速やかに屋内退避とする。

なお、火災が発生し、退避している場所まで延焼する可能性がある場合、避難の必要があるが、その際の車両の使用は、視界不良、走行不能、フロントガラスの損傷などのリスクがあるため、ヘルメット、ゴーグル、マスク等を着用の上、徒歩により避難する必要がある。

第2節 噴火前の自主的な分散避難

市は、噴火警戒レベル1で火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、自家用車による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために、避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で、自主的な分散避難を積極的に呼びかける。

第3節 避難指示の発令

1 溶岩流等

市は、溶岩流等からの避難のうち、第1次から第3次避難対象エリアについては、噴火警戒レベルに応じて噴火前に避難の指示を発令し、住民は避難場所への避難を開始する。第4次から第6次避難対象エリアの避難対象区域については、流下パターン及び国土交通省から提供されるリアルタイムハザードマップにより、噴火開始後に火口位置や溶岩流の流下方向に応じて避難対象区域及び避難先を決定し、段階的に避難指示を発令する。

第1次から第3次避難対象エリアの避難指示の発令のタイミング及び避難対象区域は、表18のとおり。

表18 <第1次から第3次避難対象エリアにおける避難指示の発令タイミング及び避難対象区域>

避難対象 エリア	避難指示の発令 タイミング	避難情報	避難対象区域
第1次	噴火警戒レベル3	避難指示	鷗子辻 16世帯31人
第2次			吉原富士本中町の一部 108世帯108人
第3次	噴火警戒レベル4		吉原富士本中町、吉原富士本西町、大淵町3、希望ヶ丘、城山町、八王子本町、八王子町1、八王子町2、穴原町1、穴原町2、桑崎町、石井町、鶴無ヶ淵町1、鶴無ヶ淵町2、間門町、陽光台東、陽光台西、陽光台南、神戸1の一部、今宮、富士岡入町、富士岡町1、富士岡町2、富士岡本花守町、中里町1、中里町町、天間田代 5,428世帯12,853人

第4次から第6次避難対象エリアの避難指示の発令順位及び避難対象区域は表19のとおり。

発令順位1の区域は、火口位置が特定された時点で速やかに避難指示を発令する。発令順位2の区域は、噴火の規模により、溶岩流が到達する可能性があるとして判断された段階で避難指示を発令する。発令順位3の区域は、噴火の規模により、溶岩流が到達する可能性があるとして判断された場合、上位の避難が完了後避難指示を発令する。

ただし、火口位置等の噴火状況が判明している場合、リアルタイムハザードマップ等により、避難対象区域をさらに限定する。

表 19 < 第4次から第6次避難対象エリアにおける避難指示の発令タイミング及び避難対象区域 >

流下パターン	避難情報	避難指示発令順位	避難対象区域
パターンE (赤淵川・滝川)	避難指示	1	神戸1、神戸2、富士見台1、富士見台2北、富士見台2南、富士見台7、富士見台8、富士岡町3、富士岡洪脇町、富士岡花守町、東比奈町1、東比奈町2、東比奈町3、中比奈町1、中比奈町2、西比奈町2、西比奈町3、中里町2、中里囃町、宇東川本町、西滝川町、南滝川町、東滝川町、北滝川町、原田町1、原田町2、原田町3、原田町4、原田本町、吉原中島町1、三ツ沢町1、三ツ沢町2、三ツ沢町3、一色 7,560世帯 17,438人
		2	大久保町、大淵町2、富士見台3、西比奈町1、中里町3、中里町4、中里八幡町、川尻町1、川尻町2、神谷町1、神谷町2、増川町2、増川町3、江尾町1、宇東川町1、宇東川町2、宇東川町3、吉原中島町2、今井本町、今井東町、大野町、桧町、田中町、西田中町、柏原町2、鈴川本町、田徳、御殿、吹上、寺市場、市場、一の宮町1、立小路、栄町、富士見町、水の上、仲町、北仲町、南仲町、泉町、鍛冶町1、鍛冶町3、和田町2、新橋、依田橋、新富士見町 8,314世帯 19,242人
		3	中比奈町3、中里新富町、鈴川町3、鈴川町4、鈴川町5、鈴川浜町東通り、鈴川浜町中通り、鈴川浜町西通り、今井毘沙門町、柏原町1、柏原町3、神谷町3、神谷緑町、増川町1、江尾町2、浮島町1、浮島町2、厚原西、久沢東、久沢西、久沢北、若松町1、鍛冶町2、上和田町 吉原緑ヶ丘、和田町1、春日町、宮川町、宮の上、三田市、長者町、瓜島、永田町春番館、サーパス永田町、東本通1、東本通2、東本通3、宮町、吉原本町1、吉原本町2、吉原本町3、吉原本町4、西本通り、伝馬町、西仲町、新追町、青島、津田、荒田島1、荒田島2、八代町、新通り、緑町、南町、依田原1、依田原2、依田原3、依田原4、大和町、幸町、昭和通り、住吉町、日吉町1、日吉町2、日吉町3、東国久保、西国久保、錦町1、永田町、新青島町、エンゼル町、中央町春番館、弥生町、高島 15,494世帯 33,604人
パターンF (松原川・伝法沢川)	避難指示	1	大久保町、大淵町1、大淵町2、中野町1、中野町2 1,065世帯 2,556人
		2	落合町、片倉町、三ツ倉町、神戸2、傘木、傘木北、桜ヶ丘町、美原町、一色、若松町1 4,614世帯 10,927人
パターンG (夙夫川)	避難指示	1	大淵町1、大淵町2、中野町1、中野町2、大富町、厚原西、久沢東、久沢西、久沢南、久沢北、鷹岡本町1、鷹岡本町2、鷹岡本町3 5,369世帯 12,239人
		2	大久保町、落合町、片倉町、三ツ倉町、次郎長町、境町、大峯町、神戸1、神戸2、富士見台8、富士見台1、富士見台7、富士見台2北、富士見台2南、吉原中島町1、三ツ沢町1、三ツ沢町2、三ツ沢町3、原田町4、天間南、天間北1、天間北2、天間東、傘木、末広町、厚原中、厚原南、傘木北、厚原北1、桜ヶ丘町、美原町、一色、若松町1、中桁、田端町、千代田町、浦町、四ツ家、東田、旭町、滝戸、青葉町、浅間町、本市場新田、松本、富士中島上、富士中島下、中島新道町、くすの木町、本市場2、国久、柚木、平垣1幡町、平垣北町、松岡東 23,705世帯 55,585人
		3	富士見台3、富士見台6、西比奈町1、西比奈町3、宇東川町1、宇東川町2、宇東川町3、宇東川本町、西滝川町、南滝川町、東滝川町、北滝川町、原田町1、原田町2、原田町3、原田本町、吉原中島町2、入山瀬東、入山瀬西、入山瀬天王町、入山瀬久保、天間川坂、片宿、厚原東1、厚原東2、厚原東3、厚原北2、源太坂、広見町1、広見町2、広見町3、広見町4、広見町5、広見町6、広見町7、広見町8、広見町9、百合ヶ丘、石坂町1、石坂町2、石坂町3、石坂町4、若松町2、久保町、三ツ倉南町、木の宮町、東木の宮、青葉台南、高山、荻の原、茶の木平、西木の宮町、若松町3、田徳、御殿、吹上、寺市場、市場、一の宮町1、立小路、栄町、富士見町、水の上、仲町、北仲町、泉町、鍛冶町1、鍛冶町2、鍛冶町3、上和田町、吉原緑ヶ丘、和田町1、和田町2、新橋、依田橋、南仲町、一の宮町2、一の宮町3、駿河台1、駿河台2、駿河台3、駿河台4、新富士見町、春日町、宮川町、宮の上、三田市、長者町、伝法町1、伝法町2、伝法町3、上田端、吉原上中町、中村町、瓜島、日乃出町、富士日乃出町、永田町春番館、サーパス永田町、

			東本通1、東本通2、東本通3、宮町、吉原本町1、吉原本町2、吉原本町3、吉原本町4、西本通り、伝馬町、西仲町、新追町、青島、津田、荒田島1、荒田島2、八代町、新通り、緑町、南町、依田原1、依田原2、依田原3、依田原4、大和町、幸町、昭和通り、住吉町、日吉町1、日吉町2、日吉町3、東国久保、西国久保、錦町1、永田町、新青島町、エンゼル町、中央町春番館、弥生町、高島、上町、富士上中、富士下中、瀬戸河原、富士緑ヶ丘、林町、新町、橋下、四丁河原上、四丁河原下、水神、木島、小山、舟山町、坂下、岩淵旭町、中之郷本通1、東町1、東町2、本市場1、本市場3、本市場4、塔の木、川原徳、藤岡、塔の木2、蓼原1、蓼原2、蓼原3、蓼原4、蓼原5、十兵衛北、千寿町、平垣町2、平垣3、銀座町、富士本町、富士町、平垣町、水戸島上、上横割、十兵衛南町、下横割南、下横割北、水戸島中、水戸島下、水戸島南町、四丁河原南、水戸島上南、柳島、柳島日東、川成島、東宮島、新浜、中丸浜、小須、田子、鮫島、江川、前田新田、宮島新田、助六、下川成、中丸丘、森島、宮下、西宮島、千鳥町、富士見ヶ丘、自由ヶ丘、上五貫島、下五貫島、三四軒屋、靖園町、浜添 58,876世帯 129,519人
パターンH (弓沢川)	避難指示	1	久沢南、鷹岡本町1、鷹岡本町2、鷹岡本町3、入山瀬西、入山瀬天王町、天間南、厚原南、中桁、四ツ家、旭町、滝戸、本市場新田、松本、富士中島上 7,569世帯 17,777人
		2	天間川坂、富士見町、仲町、泉町、鍛冶町1、鍛冶町3、上和田町、和田町1、和田町2、南仲町、新富士見町、宮川町、宮の上、三田市、長者町、上田端、田端町、吉原上中町、中村町、千代田町、瓜島、日乃出町、富士日乃出町、永田町春番館、サーパス永田町、東本通1、東本通2、東本通3、宮町、吉原本町1、吉原本町2、吉原本町3、吉原本町4、西本通り、伝馬町、西仲町、新追町、青島、津田、荒田島1、荒田島2、新通り、緑町、南町、依田原1、依田原2、依田原3、大和町、幸町、昭和通り、住吉町、日吉町1、日吉町2、日吉町3、東国久保、西国久保、錦町1、永田町、新青島町、エンゼル町、中央町春番館、弥生町、高島、東田、浦町、橋下、青葉町、浅間町、富士中島下、中島新道町、くすの木町、本市場1、本市場2、本市場3、本市場4、国久、塔の木、川原徳、藤岡、塔の木2、蓼原1、蓼原2、蓼原3、蓼原4、蓼原5、十兵衛北、千寿町、柚木、平垣町2、平垣3、銀座町、平垣八幡町、富士本町、富士町、平垣町、平垣北町、松岡東、上横割、十兵衛南町、下横割南、下横割北、水戸島中、水戸島下、柳島、柳島日東、前田、上五貫島 25,770世帯 54,843人
		3	大淵町1、大淵町2、中比奈町1、中比奈町2、西比奈町1、西比奈町2、西比奈町3、宇東川町1、宇東川町2、宇東川町3、宇東川本町、西滝川町、南滝川町、厚原西、久沢東、久沢西、入山瀬東、入山瀬久保、天間北1、天間東、片宿、厚原中、厚原東1、厚原東2、厚原東3、田徳、御殿、寺市場、市場、一の宮町1、立小路、栄町、水の上、北仲町、鍛冶町2、吉原緑ヶ丘、新橋、依田橋、春日町、伝法町1、伝法町2、伝法町3、八代町、依田原4、上町、富士上中、富士下中、瀬戸河原、富士緑ヶ丘、湯沢平1、湯沢平2、林町、新町、四丁河原上、四丁河原下、水神、木島、小山、舟山町、坂下、水戸島上、水戸島南町、四丁河原南、水戸島上南、川成島、東宮島、新浜、中丸浜、小須、田子、鮫島、江川、前田新田、宮島新田、助六、下川成、中丸丘、森島、宮下、西宮島、千鳥町、富士見ヶ丘、自由ヶ丘、下五貫島、三四軒屋、靖園町、浜添 31,430世帯 71,292人
パターンH-L (潤井川)	避難指示	1	なし
		2	久沢南、鷹岡本町1、鷹岡本町2、鷹岡本町3、入山瀬東、入山瀬西、入山瀬天王町、入山瀬久保、天間南、天間川坂、厚原南、中桁、田端町、四ツ家、上町、富士上中、東田、旭町、滝戸、浦町、南松野1、南松野2、松野八幡町、富士松野、中野台、木島、小山、本市場新田、松本、富士中島上、富士中島下 12,966世帯 30,612人
		3	厚原西、久沢東、久沢西、天間北1、天間北2、天間東、片宿、厚原中、厚原東1、厚原東2、富士見町、仲町、泉町、鍛冶町1、鍛冶町2、鍛冶町3、上和田町、吉原緑ヶ丘、和田町1、和田町2、新橋、春日町、宮川町、宮の上、三田市、長者町、伝法町1、伝法町2、伝法町3、上田端、吉原上中町、中村町、千代田町、瓜島、日乃出町、富士日乃出町、永田町春番館、サーパス永田町、東本通1、東本通2、東本通3、宮町、吉原本町1、吉原本町2、吉原本町3、吉原本町4、西本通り、伝馬町、西仲町、新追町、青島、津田、荒田島1、荒田島2、八代町、新通り、緑町、南町、依田原1、依田原2、依田原3、依田原4、大和町、幸町、昭和通り、住吉町、日吉町1、日吉町2、日吉町3、東国久保、西国久保、錦町1、永田町、

			新青島町、エンゼル町、中央町荻番館、弥生町、高島、富士下中、瀬戸河原、富士緑ヶ丘、湯沢平1、湯沢平2、林町、新町、橋下、四丁河原上、四丁河原下、水神、清水町、大北町、俣下町、相生町、岩淵上町、舟山町、坂下、岩淵旭町、中之郷堺町、中之郷新町、新町本町、中之郷宮町、中之郷本通1、中之郷本通3、中之郷本通4、中之郷幸町、東町1、東町2、中之郷日の出町、青葉町、浅間町、中島新道町、くすの木町、本市場1、本市場2、本市場3、本市場4、国久、塔の木、川原宿、藤間、塔の木2、蓼原1、蓼原2、蓼原3、蓼原4、蓼原5、十兵衛北、千寿町、柚木、平垣町2、平垣3、銀座町、平垣八幡町、富士本町、富士町、平垣町、平垣北町、水戸島上、松岡東、上横割、十兵衛南町、下横割南、下横割北、水戸島中、水戸島下、水戸島南町、四丁河原南、水戸島上南、柳島、柳島日東、川成島、東宮島、新浜、中丸浜、江川、前田、宮島新田、助六、下川成、中丸丘、森島、宮下、西宮島、千島町、富士見ヶ丘、自由ヶ丘、上五貴島、下五貴島、三四軒屋、靖国町、浜添 52,907世帯 116,114人
パターンM~O (富士川)	避難指示	1	なし
		2	上町、富士上中、富士下中、瀬戸河原、南松野1、南松野2、松野八幡町、清水町、富士松野、大北町、俣下町、中野台、木島、小山 3,521世帯 8,308人
		3	久沢南、鷹岡本町1、鷹岡本町2、厚原南、宮川町、宮の上、三田市、長者町、中桁、上田端、田端町、吉原上中町、中村町、千代田町、瓜島、日乃出町、富士日乃出町、永田町荻番館、サーパス永田町、新道町、青島、日吉町2、錦町1、永田町、中央町荻番館、弥生町、高島、浦町、林町、新町、橋下、四丁河原上、四丁河原下、水神、四ツ家、富士緑ヶ丘、東田、旭町、滝戸、松野富士見町、相生町、岩淵上町、吉津、舟山町、坂下、岩淵旭町、中之郷堺町、中之郷川坂、中之郷新町、新町本町、中之郷宮町、中之郷本通1、中之郷本通3、中之郷本通4、中之郷幸町、東町1、東町2、中之郷日の出町、青葉町、浅間町、本市場新田、松本、富士中島上、富士中島下、中島新道町、くすの木町、本市場1、本市場2、本市場3、本市場4、国久、塔の木、川原宿、藤間、塔の木2、蓼原1、蓼原2、蓼原3、蓼原4、蓼原5、十兵衛北、千寿町、柚木、平垣町2、平垣3、銀座町、平垣八幡町、富士本町、富士町、平垣町、平垣北町、水戸島上、松岡東、上横割、十兵衛南町、下横割南、下横割北、水戸島中、水戸島下、水戸島南町、四丁河原南、水戸島上南、柳島日東、川成島、東宮島、森島、宮下、西宮島、上五貴島、下五貴島、靖国町 39,597世帯 88,102人

2 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流については、積雪の状況に応じ、事前避難対象区域で噴火警戒レベルに応じて噴火前に避難指示を発令する。その他の避難対象エリアは、噴火開始後に火口位置により避難指示の発令区域を決定する。

積雪期において、融雪型火山泥流の発生により事前避難が必要な区域のうち、溶岩流等において事前避難を実施する第1次から第3次避難対象エリアに含まれていない区域に対する避難の指示の発令基準及び避難対象区域は表20のとおり。

表 20 <融雪型火山泥流の事前避難対象区域における避難指示の発令タイミング及び避難対象区域>

噴火警戒レベル	避難情報	避難対象区域
レベル4	避難指示	天間南の一部、入山瀬西の一部、入山瀬天王町、鷹岡本町2、鷹岡本町3 549世帯 1,276人

3 その他の噴火現象

(1) 降灰後土石流

富士市避難情報の判断・伝達マニュアルの「土砂災害に係る避難情報について」と同様の基準で避難情報を発令する。

なお、国土交通省が行う緊急調査が実施された場合、その結果により通知される土砂災害緊急情

報（降灰後土石流による被害が想定される雨量基準等）に基づき、避難情報発令の判断基準を変更する。

(2) 降灰・小さな噴石

降灰及び小さな噴石については避難情報を発令しない。

第4節 避難所の開設及び避難誘導

1 指定避難所（避難先）

第1次避難対象エリアから第3次避難対象エリアまでの各町内会（区）の避難先及び避難対象者数と避難に使用される車両の想定台数は表21のとおり。

想定車両台数は、一般住民については平成29年度に県が実施した原子力災害時避難方法等実態把握調査結果に基づく推計（世帯数×78.1%×1.33）に基づき算定し、避難行動要支援者については世帯数とする。

なお、第2次避難対象エリア内の住民は施設入所者のため、自家用車での避難は考慮しない。

表 21 <第1次から第3次避難対象エリアの避難先及び避難対象者数と避難に使用される車両の想定台数>

避難対象エリア	地区	町内会（区）	一般住民		避難行動要支援者		想定車両台数	避難所	
			世帯数	人数	世帯数	人数			
第1次	吉永北	鷄子辻	11	25	5	6	17	新環境クリーンセンター	
第2次	大淵	吉原富士本中町の一部	0	0	108	108	—	循環啓発棟	
第3次	大淵	吉原富士本中町	104	289	27	35	136	広見小学校	
		吉原富士本西町	85	211	15	17	104		
		大淵町3	33	98	6	7	41		
		希望ヶ丘	172	428	50	65	229		
		城山町	530	1383	142	201	693		吉原高等学校
		八王子本町	275	476	30	37	316	吉原第二中学校	
		八王子町1	199	582	51	65	258		
		八王子町2	247	651	54	67	311		
		穴原町1	228	667	49	63	286	丘小学校	
		穴原町2	132	360	35	44	173		
吉永北	大淵	桑崎町	87	239	31	43	122	吉原第三中学校	
		石井町	19	61	13	13	33		
		鶴無ヶ淵町1	135	391	31	39	172		
		鶴無ヶ淵町2	77	190	33	49	137		
		間門町	148	309	16	21	170		
		陽光台東	183	407	24	33	215		吉原北中学校
		陽光台西	134	362	9	11	149		
陽光台南	190	469	22	25	220				
吉永	大淵	富士岡入町	190	505	36	45	234	須津中学校	

	富士岡町1	73	201	14	17	90	
	富士岡町2	88	247	20	22	112	
	富士岡本花守町	192	471	34	42	234	
須津	中里町1	287	728	41	52	340	須津小学校
	中里寿町	113	336	42	54	160	
神戸	神戸1の一部	144	466	37	45	187	富士東高等学校
	今宮	320	874	63	75	396	
天間	天間田代	94	235	24	30	122	岩松中学校

融雪型火山泥流の事前避難対象区域（積雪期のみ）の避難先及び避難対象者数と避難に使用される車両の想定台数は表 22 のとおり。

表 22 <融雪型火山泥流の事前避難対象区域の避難先及び避難対象者数と避難に使用される車両の想定台数>

地区	町内会（区）	一般住民		避難行動要支援者		想定車両台数	避難所
		世帯数	人数	世帯数	人数		
天間	天間南の一部	12	25	2	3	15	岩松中学校
鷹岡	入山瀬西の一部	45	145	8	11	55	岩松小学校
	入山瀬天王町	196	523	40	51	244	
	鷹岡本町2	99	235	33	43	136	
	鷹岡本町3	93	215	21	25	118	

第4次避難対象エリアから第6次避難対象エリアの避難先は、市内の他の指定避難所若しくは広域避難所とし、避難開始時期や避難対象区域は噴火の状況により判断する。

また、第6次避難対象エリア内若しくは避難対象エリア外にある、東小学校、富士川第一小・中学校、富士南小・中学校、田子浦小・中学校、元吉原小・中学校は、駐車場や定員を超過した際の予備とし、避難先として割り当てない。

2 避難所の開設

避難所の開設は、避難所の属する地区班職員が、新環境クリーンセンター循環啓発棟の開設については大淵地区班が、施設管理者及び避難を実施する自主防災会とともに、避難者名簿を作成し避難者を把握する。なお、親戚、知人等の元に避難する住民については、避難先及び連絡先を各自主防災会に報告する。

噴火が発生しないまま避難生活が長期化することが見込まれる場合は、市は、ホテル等への避難の変更を検討する。

3 避難誘導

市は、一般住民等の円滑な避難のため、避難所開設に当たらない地区班職員を動員し、警察、消防等と協力して避難誘導を行う。

また平常時から自衛隊の災害派遣要請について、県と確認しておく。

4 駐車場の確保

避難の際には多数の車両により避難所の駐車スペースが不足するおそれがある。各避難所の駐車スペースが不足する場合に駐車場として使用を想定する施設は、表 23 のとおり。

市は、避難に使用する車両の削減方法を検討するとともに、必要に応じてその他の公共施設や民間施設にある駐車場の活用を検討するなど、駐車スペースの確保に努める。

表 23 <駐車場として想定される施設>

駐車場として使用する施設	近隣の避難所
広見公園	広見小学校
厚原スポーツ公園	丘小学校
原田公園	吉原第二中学校
比奈公園	吉原第三中学校
雁公園	岩松小学校、岩松中学校

5 福祉避難所の開設

市は、避難所に避難してきた者で福祉避難所の対象となる者があり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

第5節 避難手段及び避難経路

1 避難手段

溶岩流等及び融雪型火山泥流からの避難は、自家用車（相乗り含む）等による避難を基本とするものの、深刻な渋滞の発生により逃げ遅れが懸念されるため、市は、避難に使用する車両の台数を極力減らすよう周知に努める。ただし、融雪型火山泥流における事前避難対象区域以外の避難対象エリアでは、2階以上への垂直避難または近隣の堅牢な建物への避難とする。

なお、自家用車等がなく、徒歩での避難が困難な避難者に対応するため、市は、自家用車の相乗り等、共助による車両避難の周知に努める。

市は、県や周辺市町と連携し、輸送力の確保に努める。

広域避難となった場合の避難手段は、原則として自家用車（相乗り含む）等による自力避難とする。

2 避難経路

富士市地域防災計画富士山火山災害対策編第2章第4節第2項「避難経路」により、避難対象エリアごとに以下のとおり避難経路を設定する。

(1) 第1次避難対象エリアから第3次避難対象エリア

避難対象区域	避難先	避難経路
鷄子辻 吉原富士本中町（一部）	新環境クリーンセンター 循環啓発棟	国道 469 号→ 県道 24 号富士裾野線→ 市道厚原辺野 16 号線→ 市道大淵靴窪 11 号線
吉原富士本中町	広見小学校	県道 72 号富士白糸滝公園線→

吉原富士本西町 希望ヶ丘		県道 88 号一色久沢線→ 市道吉原大淵線→ 市道左富士臨港線→ 市道広見本町 11 号線
大淵町 3	広見小学校	市道東原菅比奈線→ 市道大淵追越 4 号線→ 市道大淵追越 1 号線→ 市道大淵追越 2 号線→ 市道大淵笹松 2 号線→ 市道大淵庚申松 1 号線→ 市道片倉若松町線→ 市道広見一色線→ 市道一色荻ノ原上 1 号線→ 市道一色貝沢 1 号線→ 市道左富士臨港線→ 市道広見本町 11 号線
城山町	吉原高等学校	県道 72 号富士白糸滝公園線→
八王子本町 八王子町 1 八王子町 2	吉原第二中学校	県道 88 号一色久沢線→ 市道吉原大淵線→ 市道伝法原田線
穴原町 1 穴原町 2	丘小学校	市道大淵穴ヶ原線→ 市道大淵久沢線→ 市道新富士インター城山線→ 県道 88 号一色久沢線→ 市道中野東三ツ倉 14 号線→ 市道片倉末広町線
今宮 神戸 1 (一部)	富士東高等学校	県道 24 号富士裾野線→ 市道今泉木ノ宮 1 号線
天間田代	岩松中学校	県道 176 号鷹岡柚木線
桑崎町 石井町 鶴無ヶ淵町 1 鶴無ヶ淵町 2 間門町	吉原第三中学校	県道 76 号富士富士宮由比線→ 市道間門見返 1 号線→ 市道比奈間門線
陽光台東 陽光台西 陽光台南	吉原北中学校	県道 76 号富士富士宮由比線→ 市道間門上ノ山 1 号線→ 市道間門亀窪 2 号線
富士岡入町 富士岡町 1 富士岡町 2	須津中学校	県道 76 号富士富士宮由比線→ 県道 22 号三島富士線→ 市道中里久保 7 号線

富士岡本花守町		
中里町 1 中里寿町	須津小学校	県道 22 号三島富士線

(2) 融雪型火山泥流の事前避難対象区域 ※積雪期のみ

対象区域	避難先	避難経路
天間南 (一部) 入山瀬西 (一部) 入山瀬天王町	岩松中学校	県道 176 号鷹岡柚木線
鷹岡本町 2 鷹岡本町 3	岩松小学校	

(3) 第 4 次避難対象エリアから第 6 次避難対象エリア

流下パターン及び国土交通省から提供されるリアルタイムハザードマップにより、噴火開始後に火口位置や溶岩流の流下方向に応じて避難経路を検討する。

第 6 節 災害対策基本法に基づく警戒区域

1 警戒区域の設定

警戒区域の設定については、富士市地域防災計画富士山火山災害対策編第 3 章第 2 節第 2 項「警戒区域の設定」により実施するものとする。

併せて市は、警戒区域が設定されたことを市全域に広報する等、適切に情報提供を行う。

2 警戒区域内の防犯対策

市は、警戒区域内での犯罪の発生を抑制し、地域の安全、避難者の安心を確保するため、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

第 7 節 交通規制

1 高速道路等における交通規制

噴火警戒レベルが 4 に引き上げられた段階で、東名高速道路の富士インターチェンジ及び富士川スマートインターチェンジ、新東名高速道路の新富士インターチェンジからの流出規制を実施するよう中日本高速道路株式会社及び警察と調整を行う。

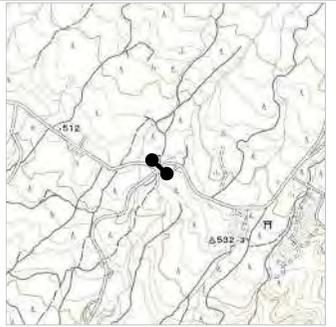
2 一般道における交通規制

市は、避難対象区域又は警戒区域への立ち入りを制限するため、噴火警戒レベルに応じて交通規制箇所を表 24～表 26 のとおり設置し、迅速に対応するものとする。道路管理者は、避難範囲をもとに交通規制及び通行禁止等の措置を講じる。また、周辺地域からの車両の流入を規制する。

噴火発生後は、溶岩流の流下先等の必要なエリアに対し、溶岩流の流下パターンを踏まえた交通規制等を実施する。

なお、交通規制が長期間にわたる場合は、防災関係機関で協議のうえ、その規制方法について別途定めるものとする。

表 24 <噴火警戒レベル3での交通規制実施箇所>

道路名	規制箇所	概略図	道路管理者
県道 24 号富士裾野線	林道七色石線との交差点付近		静岡県富士土木事務所 維持管理課
国道 469 号	市道大淵岩倉 3 号線との交差点付近		静岡県富士土木事務所 維持管理課
林道大淵線	林道富士本道場線との交差点付近		富士市林政課

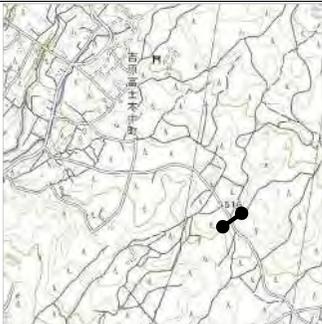
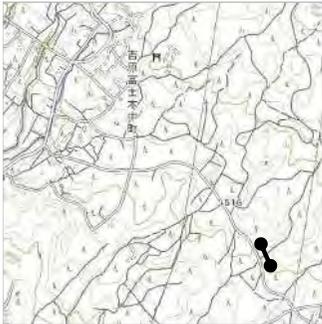
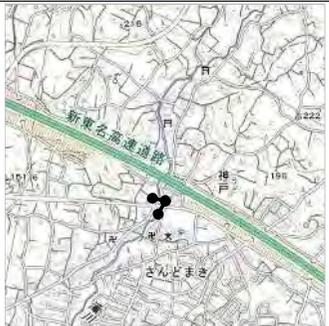
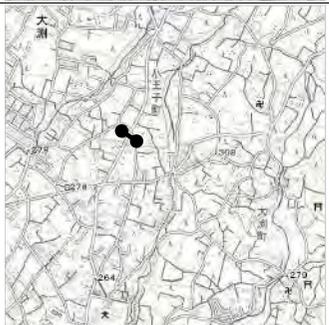
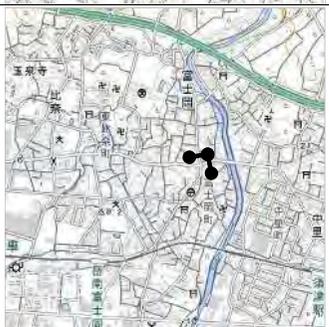
林道丸火公園線	林道中富士本線との交差点付近		富士市林政課
作業道首首比名線	林道丸火公園線との交差点付近		富士市林政課
林道七色石線	林道丸火公園線との交差点付近		富士市林政課
市道桑崎千束線	市道桑崎御所舟1号線との交差点付近		富士市道路維持課

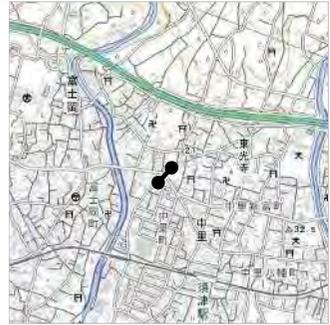
表 25 <噴火警戒レベル4での交通規制実施箇所>

道路名	規制箇所	概略図	道路管理者
県道 76 号富士富士宮 由比線	砂沢橋西側 俣かつまた西側 県道 24 号富士裾野線今 宮交差点		静岡県富士土木事務所 維持管理課

資料 7-24

<p>県道 176 号鷹岡柚木線</p>	<p>市道天間水神 1 号線との交差点</p>		<p>静岡県富士土木事務所 維持管理課</p>
<p>県道 24 号富士裾野線 市道間門上ノ山 1 号線</p>	<p>神戸橋</p>		<p>静岡県富士土木事務所 維持管理課</p>
<p>県道 72 号富士白糸滝公園線</p>	<p>市道大淵曾比奈 2 号線との交差点付近</p>		<p>静岡県富士土木事務所 維持管理課</p>
<p>県道 22 号三島富士線 県道 76 号富士富士宮由比線</p>	<p>富士岡交差点</p>		<p>静岡県富士土木事務所 維持管理課</p>

資料 7-24

<p>県道 22 号三島富士線</p>	<p>市道中里天念寺 4 号線との交差点付近</p>		<p>静岡県富士土木事務所 維持管理課</p>
<p>市道穴ヶ原次郎長線</p>	<p>市道新富士インター城山線との交差点付近</p>		<p>富士市道路維持課</p>
<p>市道境町穴ヶ原線</p>	<p>六本茶橋</p>		<p>富士市道路維持課</p>
<p>市道新富士インター城山線</p>	<p>市道穴ヶ原久沢線との交差点付近</p>		<p>富士市道路維持課</p>

資料 7-24

市道大淵辻畑2号線	市道厚原込野 16 号線 (新東名北側側道)との 交差点付近		富士市道路維持課
市道大淵穴ヶ原線	市道大淵久沢線との交差 点北側		富士市道路維持課
市道天間高田3号線 市道天間高屋1号線 市道下天間水神線	鷹岡・天間用水北側		富士市道路維持課
市道間門上ノ山1号線	市道神戸東原1号線との 交差点北側		富士市道路維持課

資料 7-24

市道間門見返1号線	市道比奈西鴻ノ巣3号線 との交差点付近		富士市道路維持課
市道富士見台富士岡線	県道 76 号富士富士宮由 比線との交差点付近		富士市道路維持課
市道富士岡中里線	市道富士岡中島3号線と の交差点付近		富士市道路維持課
市道中里長沢1号線	岳南電車福泉裏踏切		富士市道路維持課

表 26 <融雪型火山泥流の事前避難対象区域での交通規制実施箇所>

道路名	規制箇所	概略図	道路管理者
県道 176 号鷹岡柚木線	龍巖橋西側		静岡県富士土木事務所 維持管理課
市道天間清水久保 1 号線	西消防署鷹岡分署西側		富士市道路維持課
市道香貫地城ノ内線 市道入山瀬城ノ内 3 号線 市道入山瀬三丁目 6 号線 市道比奈出口線 市道入山瀬四丁目 2 号線 市道入山瀬四丁目 1 号線 市道高瀬谷久保線	身延線踏切東側		富士市道路維持課

市道久沢二丁目 1 号線	入山瀬駅前		富士市道路維持課
市道鷹岡本町 2 号線	凡夫川東側		富士市道路維持課
市道長沢下田線	凡夫川東側		富士市道路維持課
市道田子浦鷹岡線	凡夫川南側		富士市道路維持課

第 8 節 避難路等の堆積物の除去

1 除灰等に係る対応

道路上に火山灰がおおよそ 3cm 以上堆積すると、降雨時には二輪駆動車の走行が困難となることから、避難路や緊急輸送路（以下「避難路等」という。）が通行不能となるおそれがある（図 4 参照）。このため市は、道路管理者と共に、平常時より気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討し、道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材及び物資の輸送等に大きく影響することから、作業の安全性を確保した上で、速やかに避難路等の除灰作業を実施する。

また、市は、噴火発生後、火山灰の堆積状況に応じて県へ避難路等の降灰堆積状況の報告及び除灰、障害物除去等の要請を行う。

図 4 <道路への影響が生じる降灰堆積厚>

【降灰の影響が生じた事例】

<p>●通行不能</p> <p>7.5cm 高速道路完全閉鎖5日間、市内の道路は速度制限。（セントヘレンズ1980）</p> <p>2cm 宮崎県都城市山田町の市立山田小学校への通学路には2cm以上の灰が積もったため、市教育委員会が同日、臨時休校を決めた。（霧島山001）</p> <p>1.3cm 市内交通規制5日間、速度制限。降灰後最初の48時間はあらゆる種類の交通が麻痺。視界不良。自動車のエンジン故障。（セントヘレンズ1980）</p> <p>7～8mm 堆積厚7～8mmの火山灰。軽石が降下。南岳から北西方15～20km離れた九州自動車道は多量の降灰のため、高速道として機能しなくなり、降灰除去のため約1日通行止め。（桜島1995）</p> <p>6mm 高速道路の完全閉鎖2日間、視界不良。自動車のエンジン故障。（セントヘレンズ1980）</p> <p>1.3mm 市内交通規制5日間、速度制限。定期便の運行を見合わせ。（セントヘレンズ1980）</p>	 <p>セントヘレンズ1980噴火に伴う降灰（都市における火山灰災害の社会的影響に関するシンポジウム2003）</p>
<p>●徐行運転（1～2mm）</p> <p>約1～2mmの火山灰が降下。霧が立ち込めたような状態。一時は視界3mで車は「白」を運転。対向車が巻き上げる火山灰に視界がさえぎられ、4歳児をはね1ヶ月のけが。（新潟焼山1974）</p>	 <p>桜島の降灰に伴い高速道路通行止め（1995年8月25日南日本新聞朝刊）</p>
<p>参考</p> <p>桜島の事例によると、900g/m²(約30mm)以上の降灰があり、道路の白線が見えなくなると緊急体制により道路の降灰除去を実施。（富士山ハザードマップ検討委員会2002）</p>	 <p>霧島山噴火に伴う降灰の状況（2011年8月31日気象庁撮影）</p>

2 道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を、以下に示す内容により予め策定する。

この中で、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議（協議会）において調整する。

- (1) 降灰状況の把握体制
- (2) 堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討
- (3) 調達可能な除灰作業用資機材の把握
- (4) 優先除灰路線の設定
- (5) 人員、資機材投入パターンの検討

- (6) 資機材用の燃料確保
- (7) 仮置き場の設定
- (8) 輸送ルートの設定
- (9) 最終処分方法、処分場所の決定

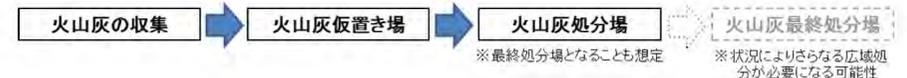
3 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、市、県及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火状況判明後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

4 火山灰等の処分

避難路等の除灰作業で収集した火山灰は、図 5 に示す手順により処分を行う。

図 5 <火山灰の処分手順>



5 火山噴火に伴う流下物に係る対応

火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流）に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策として導流堤や堆積工等の設置を検討する。

流下物に覆われた後は、速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議（協議会）において迂回路を検討する。

また、道路管理者は、融雪型火山泥流により避難路等に土砂等が堆積した場合に備え、堆積土砂排除の体制確立に努める。

第 9 節 広域避難

1 広域避難の判断・実施

市は、噴火の規模によって第 4 次避難対象エリアまで影響範囲が及ぶと判断した場合、又は市内で安全な避難所等の確保や避難者の収容が困難であると判断した場合、県と広域避難について協議し実施する。

その際の判断の基準として、新東名高速道路より南側に溶岩流が流下する、又は潤井川に溶岩流が流れ込む可能性を考慮する。

受入市町決定後、市は、県及び受入市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

なお、受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合、県は国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

2 避難先の受入れ準備

市は、広域避難の実施を判断し避難者の受入先市町が決定したのち、直ちに市職員（主に避難対象区域外の地区班員）を受入先市町に派遣し、受入先市町の指示に従い避難所の開設準備を行う。

3 避難手段・経路

(1) 避難手段

広域避難の際の避難手段は原則自家用車とする。

ただし、可能な限り避難車両台数を抑制するため、市は、噴火状況に応じて市内に一時集結地を設け、手配した車両により避難することも検討する。

(2) 避難経路

合同会議（協議会）において指定した広域避難路を使用する。各避難所から広域避難路へ至る避難路は、市が道路管理者と協議のうえ決定する。

広域避難路には、途中、第一目的地としての避難経由所を設置し、避難者に避難所を案内する。避難経由所には、避難先の事情に詳しい避難受入先市町職員の派遣を求めたうえで、市職員（主に避難対象区域外の地区班員）を配置し、共に運営にあたる。

なお、避難経由所の具体的な所在地や施設名等については、県及び避難先の市町と協議のうえ決定する。

第4章 避難後の対応

第1節 避難所の管理・運営

避難所の管理・運営は、原則として避難元の自主防災会等が主体となって行う。避難初期において運営体制が整わない場合、市職員（避難所派遣職員）が、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に従い円滑な避難所運営ができるよう支援する。

第2節 避難所の移転

噴火の状況やリアルタイムハザードマップでの予測により、開設した避難所に溶岩流が到達すると判断される場合、市は、避難所の移転を判断し、第4次避難対象エリアから第6次避難対象エリアで溶岩流が到達しないと判断される避難所及び避難対象エリア外の避難所を新たな避難先とし、避難者を移動させる。

その際の避難経路は、別途道路管理者と協議し決定する。

第3節 避難の長期化に備えた対策

1 避難者の健康管理

市は、保健師や DWAT、福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回などで避難者の健康状態を把握し、必要な支援を実施する。

2 一時帰宅措置の対応

市は、火山活動が小康期に入った場合、合同会議（協議会）において、避難者の一時帰宅を検討する。一時帰宅措置の実施に当たり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

一時帰宅措置を実施する際には、一時帰宅を希望する住民等を募集し、一時帰宅者名簿を作成し、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時帰宅者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなどを活用し、緊急時において避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

3 宿泊施設等への避難の検討

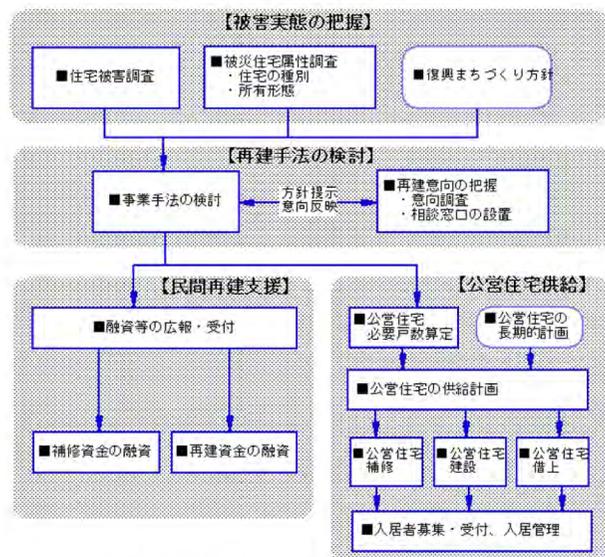
避難生活が長期化することが見込まれる場合、市は指定避難所に加えてホテルや旅館等の活用を検討し、避難者の負担軽減を図るよう努める。

4 被災者への住宅供給

(1) 基本的な考え方

市は、避難が長期間に及んだ場合、自宅への居住が困難となった避難者に公営住宅のあっせんや民間賃貸住宅の情報提供を行うなど、応急的な住宅の供給を検討する。住宅確保、再建支援のフローは図6のとおり。

図6 <住宅確保・再建支援フロー(例)>



※出典：富士山火山広域防災対策検討会報告書（平成 17 年 7 月）

1 警戒区域の縮小又は解除

市は、警戒区域の縮小又は解除を判断・決定するに当たり、合同会議（協議会）において、関係機関と協議する。また、警戒区域を縮小又は解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

2 避難指示等の解除

市は、噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い区域における避難指示の解除を検討する。避難指示を判断・決定するに当たり、合同会議（協議会）において、関係機関と協議する。また、避難指示を解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し、住民等に周知するとともに、帰宅に先立ち、避難対象区域ごとに帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成し、住民等を対象とした説明会等を開催する。

(2) 噴火発生後（被災後）の対応

① 応急的な住宅供給

市及び県は、自宅損壊等により居住できなくなった被災者のため、富士市地域防災計画に基づき応急仮設住宅を建設するほか、応急仮設住宅の建設には時間を要することから、公営住宅の災害時の一時使用や、民間賃貸住宅を災害救助法第4条第1項第1号の応急仮設住宅として借り上げる措置により、避難者の住宅を確保する。ただし、民間施設を借り上げる場合は、仮設住宅とみなす期間を検討する必要があることに留意する。

また、公営住宅への一時入居が迅速に行えるよう、平常時から定期的に公営住宅の空き状況を把握しておくとともに、民間賃貸住宅についても、業界団体等から定期的に空き状況を把握できる体制を構築しておく。

② 長期的な住宅供給

市は、災害が終息して仮設住宅を撤去する段階となっても、自力で住宅を確保できない避難者に対しては、公営住宅の供給により住宅確保を支援する。また、民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅とし避難者に転貸するなど、民間賃貸住宅を公営住宅として活用することも検討する。

住宅の補修や再建においては、被災者生活再建支援法の居住安定支援制度の適用や住宅再建資金の貸付等により支援を行う。

第4節 警戒区域・避難指示の解除等

資料 7-24

富士市富士山火山避難計画 沿革

平成 28 年 2 月	策定	
平成 31 年 2 月	修正	富士山火山広域避難計画の修正に伴う修正
令和 6 年 3 月	改定	令和 5 年 3 月富士山火山避難基本計画改定を踏まえた改定

活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づく避難促進施設一覧

番号	建物名称	住所	避難対象エリア
1	十里木カントリークラブ	桑崎1016	第1次
2	富士山こどもの国	桑崎1015	第1次
3	CAFÉ DE凜	桑崎1025-29	第1次
4	富士市立少年自然の家	大淵10847-1	第2次
5	森林墓園	桑崎917-1	第2次
6	岩倉学園	大淵4632-5	第2次
7	富士和光学園	大淵4632-6	第2次
8	富士本学園	大淵4632-7	第2次
9	特別養護老人ホーム富士まかど	間門226-1	第3次
10	特別養護老人ホーム 富士楽寿園	大淵2087-1	第3次
11	そびな寮	大淵2075-3	第3次
12	あおぞら第1・2寮	大淵2106-7	第3次
13	吉永第二小学校	鶴無ヶ淵149-1	第3次
14	てんま保育園	天間63	第3次
15	よしきた児童クラブ	鶴無ヶ淵149-1	第3次
16	富士本児童クラブ	大淵8669-2	第3次
17	富士見学園	大淵2158	第3次
18	すまいる らいふ。	神戸441-1	第3次
19	くすの木学園	大淵2106-3	第3次
20	すまいる はぁーと	神戸441-1	第3次
21	すまいるほおーむ	神戸441-1	第3次
22	富士まかどショートステイ	間門226-1	第3次
23	茶話本舗静岡デイサービス中里の家	中里1431-3	第3次
24	すまいるおひさま	神戸441-1	第3次
25	ふじやま学園	大淵2106-3	第3次
26	グループホームゆかり	今宮544-1	第3次
27	グループホーム 風	神戸738-6	第3次
28	富士市立高等学校	比奈1654	第4次
29	吉原工業高等学校	比奈2300	第4次
30	タンバリン	比奈115-3	第4次
31	トライアングル	入山瀬4丁目9-2	第4次
32	トントウ	原田1742-1	第4次
33	なかよし会	比奈2490	第4次
34	社会福祉法人誠信会 誠信青少年少女の家	比奈1354	第4次
35	北西部児童館	入山瀬4丁目9-2	第4次
36	東部児童館	比奈115-3	第4次
37	岩松北小学校	岩本123-1	第4次
38	鷹岡小学校	久沢2丁目3-1	第4次
39	原田小学校	原田480	第4次
40	神戸小学校	神戸633	第4次
41	大淵第一小学校	大淵3012	第4次

42	天間小学校	天間50	第4次
43	吉永第一小学校	比奈1431	第4次
44	富士見台小学校	富士見台1丁目12	第4次
45	鷹岡中学校	久沢713	第4次
46	吉原北中学校	原田2259	第4次
47	吉原林間学園	厚原1628-1	第4次
48	大淵中学校	大淵2920	第4次
49	吉原第三中学校	比奈2126	第4次
50	鷹岡保育園	久沢256-1	第4次
51	第三保育園	原田1150-1	第4次
52	浅間保育園	入山瀬4丁目9-3	第4次
53	富士わかば保育園	天間1598-1	第4次
54	ひな保育園	比奈1547	第4次
55	富士見台リズム保育園	比奈2490	第4次
56	岩松北児童クラブ	岩本175-1	第4次
57	松風児童クラブ1・2	久沢2丁目3-1	第4次
58	はらだ児童クラブ	原田480	第4次
59	神戸児童クラブ	神戸633	第4次
60	てんまっ子児童クラブ	天間50	第4次
61	吉永第一児童クラブ	比奈1431	第4次
62	富士見台児童クラブ	富士見台6丁目1-2	第4次
63	天間幼稚園	天間1047-1	第4次
64	昭和幼稚園	比奈160	第4次
65	藤田幼稚園	大淵2964-1	第4次
66	神戸幼稚園	富士見台1丁目6-8	第4次
67	くれよん	富士岡20-10	第4次
68	てんまっこ(天間小規模保育事業所)	天間1047-1	第4次
69	富士ことのは保育園	久沢1丁目3-20	第4次
70	富士松本園	松本92-5	第4次
71	ぶちっこ園	大淵3905-6	第4次
72	(連)認定こども園みのる幼稚園	原田1742-1	第4次
73	(保)認定こども園富士見台リズム	原田2244-9	第4次
74	らふたー原田	原田1122-15	第4次
75	ごうでいんぐ岩せヶ原	原田2311-1	第4次
76	なないろ	厚原933-25	第4次
77	ななごうめ	三ツ沢316-4	第4次
78	カモミール	大淵3913-22	第4次
79	ほかほか	鷹岡本町9-14	第4次
80	放課後等デイサービス にじいろ	富士見台4丁目5-16	第4次
81	富士特別支援学校	大淵3773-1	第4次

富士市避難行動要支援者支援計画

令和7年4月

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 趣旨	1
2 位置づけ	1
第2章 平常時の対策	2
1 「防災・減災」意識の普及・啓発等	2
(1) 市民への普及・啓発	2
(2) 要配慮者等への普及・啓発	2
(3) 防災訓練等の実施	2
(4) 福祉関係者等による対応	2
2 要配慮者に対する支援体制	3
(1) 避難鼓動要支援者の把握と情報共有	3
(2) 個別避難計画の作成	4
(3) 関係機関の役割	5
3 福祉避難所の指定及び民間社会福祉施設との連携	7
(1) 福祉避難所の指定	7
(2) 民間社会福祉施設との連携	8
第3章 災害発生時等の対応	9
1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認	9
(1) 要配慮者への避難情報等の伝達	9
(2) 要配慮者の避難誘導と安否確認	9
(3) 個別避難計画に基づく支援	9
2 福祉避難所設置及び支援等	10
(1) 福祉避難所の開設	10
(2) 避難所及び福祉避難所における支援	10
(3) 緊急受入れ等の実施	10
3 関係機関の役割	11
(1) 市の役割	11
(2) 地域の役割	11
(3) 民生委員児童委員の役割	11
(4) 福祉関係者の役割（ケアマネジャー、福祉関係サービス事業者・団体等）	11
4 要配慮者の避難の流れ	12

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

高齢者や障害のある方、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、地震や集中豪雨等による風水害など、迅速な避難や救護が必要となる大規模災害においては、逃げ遅れや避難生活のストレスにより深刻な被害を受けるケースが少なくない。

こうした災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右する。さらに、災害発生時には、自分の身は自分で守る「自助」、地域や近隣の人々の助け合いによる「共助」、市・消防・警察などの行政による「公助」が連携して機能することで被害の軽減を図ることができる。

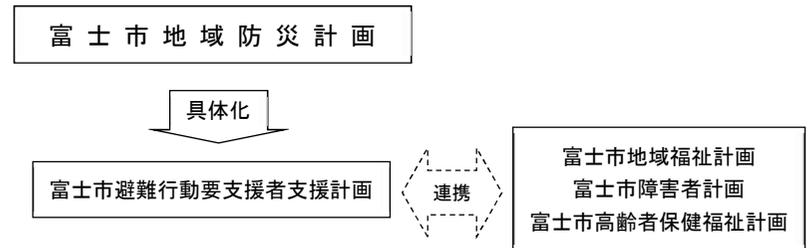
要配慮者支援の取組は、被害を未然に防ぐための備えとしての「防災」と、万一の被害を想定した上で、少しでも被害を軽減しようとする努力による「減災」の考え方を基盤に進めることが重要となる。

本計画は、災害に備え本市における要配慮者対策をより確かなものにしていくために、自助、共助、公助の役割を明らかにし、「防災・減災」の考えに立ち要配慮者への情報伝達、避難誘導、安否確認などの支援の取組を推進するために策定するものである。

2 位置づけ

本計画は、富士市地域防災計画に定める要配慮者対策を具体化したものである。

また、富士市地域福祉計画、富士市障害者計画、富士市高齢者保健福祉計画などとも連携して要配慮者支援の取組を推進する。



第 2 章 平常時の対策

1 「防災・減災」意識の普及・啓発等

いつ発生するか予想できない災害への備えは、絶えず行わなければならない継続的な取組であり、要配慮者自身やその家族等をはじめ、地域住民、福祉関係者、行政が「防災・減災」の考え方を共有し、日常の生活文化として定着させていくことが必要である。

(1) 市民への普及・啓発

防災訓練への参加、講習会の実施など、機会を捉えて「防災・減災」に関する知識、要配慮者への支援の必要性や具体的な支援方法等について普及・啓発を図る。

(2) 要配慮者等への普及・啓発

大規模な災害が発生した場合には、近隣者全てが被災者という状況が想定されるため、要配慮者及びその家族等に対し、災害への備えや避難行動について普及・啓発を図る。

また、「防災・減災」に対する知識と理解を深めるため、要配慮者及びその家族等を対象とした講習会や研修会の実施に努める。

《災害への備えについて》

- ・ 住宅の耐震対策（耐震診断、耐震補強など）
- ・ 住宅の安全対策（家具の転倒防止、窓ガラスの飛散防止など）
- ・ 近隣の危険箇所等（土石流、急傾斜地、地すべりなど）の確認
- ・ 避難場所、避難経路の確認
- ・ 家族の集合場所、連絡方法の確認
- ・ 非常用持ち出し品、非常用備蓄品などの準備
- ・ 情報の取得方法の確認
- ・ 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）掲載への呼びかけ

(3) 防災訓練等の実施

地域住民や要配慮者の防災意識を高めていくため、市や地域等が実施する防災訓練等において、要配慮者に視点をおいた訓練を実施し、要配慮者及びその家族等への積極的な参加を促す。

(4) 福祉関係者等による対応

日頃の活動の中で接している要配慮者及びその家族等に対し、災害への備え、要配慮者自らの避難行動について確認、助言し「防災・減災」の意識を高める。

2 要配慮者に対する支援体制

(1) 避難行動要支援者の把握と情報共有

要配慮者の中でも、自ら避難することが困難で、支援が必要な者を避難行動要支援者という。平成 25 年 6 月の災害対策基本法改正により、災害時の避難に特に支援を要する者を把握するため、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられた。

富士市では、以下の者を避難行動要支援者名簿の掲載者とする。

行政保有情報に基づく名簿掲載者（富士市が保有する情報から抽出）

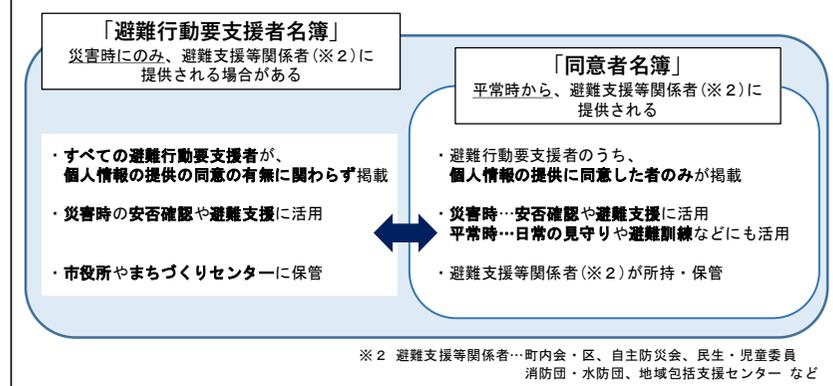
1. ねたきり高齢者、認知症高齢者
2. 要介護認定者（要介護 3～5）
3. 身体障害者 1、2 級（内部障害については呼吸器機能のみ）
4. 知的障害者（療育手帳 A、B 所持者）
5. 精神障害者 1、2 級

希望による名簿掲載者（本人または家族等からの申し込みによって名簿に掲載）

1. 要介護認定者（要介護 1、2）
2. 身体障害者手帳所持者で上記リストの 3 以外の者
3. 精神障害者 3 級
4. その他市長が認める者

避難行動要支援者の中でも、地域組織（民生委員、町内会・区等）に対して個人情報を提供することに同意した者のみが掲載された名簿を、同意者名簿^{*1}という。

※ 1 避難行動要支援者名簿と同意者名簿のちがい



本計画では、避難行動要支援者名簿及び同意者名簿を活用し、避難行動要支援者の情報を把握することで、避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を行う。

(2) 個別避難計画の作成

南海トラフ地震や集中豪雨などの大規模災害が発生した場合は、市全域が甚大な被害を受けることが想定されており、避難行動要支援者については、家族や近隣だけでは生命を守ることに限界があるため、市、地域住民及び福祉関係者は協力し、「個別避難計画」を作成する。

計画作成にあたっては、氏名や住所などの基本的な情報に加え、避難場所までの経路、避難支援を実施する者、それぞれが必要とする支援についても事前に把握し、掲載する必要がある。

全ての避難行動要支援者が計画作成の対象者となるが、次の者を特に計画作成の優先度が高い者とする。

- ① 同意者名簿への掲載及び個別避難計画の作成に同意を得ている者
- ② 自宅が危険区域内^{※3}にある者
- ③ 独居または高齢者のみ世帯
- ④ 常時介助が必要な者（要介護認定者、障害児（者）等）

区 分	内 容	情報共有者
個別避難計画	大規模災害が発生した場合に、避難行動要支援者が避難するための計画	地域住民 福祉関係者 市

※3 危険区域内：急傾斜地崩壊危険箇所及び区域、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、地すべり危険箇所、津波浸水推定箇所など

(3) 関係機関の役割**① 市の役割**

市は、要配慮者支援施策の策定や、自助・共助では実施が困難な関係機関とのネットワーク構築や、地域活動の支援といった全体的な役割を担う。

- ア 市民に対する「防災・減災」意識及び要配慮者への避難支援等の普及・啓発
- イ 避難行動要支援者名簿及び同意者名簿についての地域住民、福祉関係者への周知、支援
- ウ 避難行動要支援者に対する支援（個別避難計画の作成）
- エ 防災訓練等の実施

② 地域の役割（自主防災会、町内会、地区福祉推進会等）

地域は、日頃からの見守り活動や諸行事などを通じて地域交流を図り、緊急時には速慮なく連絡ができるといった日常生活における関係づくりを進め、要配慮者支援の主体的な役割を担う。

- ア 地域住民に対する災害時への備え、及び要配慮者への避難支援等の普及・啓発
- イ 災害・緊急支援情報キット申請の取りまとめ、配付（基本情報の共有）
- ウ 同意者名簿を活用した声かけ、見守りなどの活動
- エ 防災訓練等の実施

③ 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、日頃の福祉活動によるネットワークを活用して、要配慮者やその家族等への「防災・減災」意識の普及・啓発、同意者名簿への掲載の手助け、働きかけなど、要配慮者への直接的な支援を担う。

- ア 要配慮者やその家族等に対する災害時への備えの普及・啓発
- イ 同意者名簿への掲載の働きかけ（フォローアップ）
- ウ 声かけ、見守りなどの活動への協力

④ 福祉関係者の役割（ケアマネジャー、福祉関係サービス事業者・団体等）

福祉関係者は、日頃のサービス提供や団体活動によるネットワークを活用して、要配慮者やその家族等への「防災・減災」意識の普及・啓発、同意者名簿への掲載の手助け、働きかけなど、要配慮者への直接的な支援を担う。

- ア 要配慮者やその家族等に対する災害時への備えの普及・啓発
- イ 避難行動要支援者に対する支援（個別避難計画の作成）
- ウ 声かけ、見守りなどの活動への協力

⑤ 要配慮者やその家族等の役割

要配慮者やその家族等は、「自分でできること」は自ら進んで行き、また「自分ではできないこと」については、「必要な支援は何か」を明らかにし、周囲に支援を求める。このため、災害に備えるとともに地域の防災訓練等にも積極的に参加するなど、日頃から隣近所との交流やあいさつなどのコミュニケーションに努める。

- ア 自宅の耐震対策、安全対策の実施
- イ 危険箇所、避難場所、避難経路の確認
- ウ 家族の集合場所、連絡方法の確認
- エ 非常用持ち出し品、非常用備蓄品などの準備
- オ 情報の取得方法の確認
- カ 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）への掲載に対する同意

3 福祉避難所の指定及び民間社会福祉施設との連携

(1) 福祉避難所の指定

大規模な災害が発生した場合には、要配慮者を含む多数の被災者が避難所で避難生活を送ることになるが、一般の避難所での避難生活に支障をきたす場合に要配慮者が安心して生活できるよう、特定の公共施設を福祉避難所に指定するとともに、福祉避難所での支援体制の整備に努める。

① 福祉避難所指定の要件

- ・ 耐震・耐火構造の建築物であること
- ・ 要配慮者の避難スペースが確保できること
- ・ 施設内における要配慮者の安全が確保できること

② 福祉避難所に指定している施設

	施設名	所在地	電話
①	社会福祉センター東部市民プラザ	富士岡南 257-2	34-0500
	社会福祉センター鷹岡市民プラザ	久沢 797-1	72-1770
	社会福祉センター田子浦荘	川成新町 421	61-0171
	富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟	大淵 676	30-6167
②	静岡県立富士特別支援学校	大淵 3773-1	36-2345
③	富士市立看護専門学校	本市場 新田 111-1	64-3131
④	特別養護老人ホーム すどの杜	増川 510-1	39-0061
	特別養護老人ホーム 鑑石園	原田 1350-16	52-0016
	特別養護老人ホーム 月のあかり	大淵 847-4	35-4567
	特別養護老人ホーム 天間荘	天間 1602	71-4350
	特別養護老人ホーム みぎわ園	今泉 2210	55-1800
	地域密着型特別養護老人ホーム あおぼ	五味島 285-1	65-1700
	特別養護老人ホーム 加島の郷	水戸島本町 7-8	65-1165
	特別養護老人ホーム シャローム富士川	北松野 1071	56-3300

※ 避難が想定される対象者は、①障害者、高齢者など（状況に応じて判断します。）、②特別支援学校の在校生など、③妊婦、産後間もない母子、④主に高齢者です。

(2) 民間社会福祉施設との連携

避難を余儀なくされた要配慮者の心身の状態によっては専門的なケアが必要となるため、特別養護老人ホーム等の民間社会福祉施設と「災害時における要援護者の緊急受入れ及び連携等に関する協定」を締結し、社会福祉施設への緊急受入れ等により適切に対応する。

① 協定の項目

- ・ 連絡体制等の相互連絡に関する事
- ・ 災害時の情報提供に関する事
- ・ 災害時の要配慮者受入れに関する事
- ・ 人的支援、物的支援に関する事
- ・ 経費に関する事
- ・ 意見交換、協定の見直しに関する事

② 協定を締結している施設

全 35 施設

第 3 章 災害発生時の対応**1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認**

現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、平常時に把握しておいた「同意者名簿」と「個別避難計画」を活用するとともに、避難行動要支援者名簿を開示し、近隣住民同士の助け合いや地域による支援により、要配慮者への確に情報を伝達し、円滑に避難場所へ誘導する。

また、要配慮者は避難に比較的時間を要することが多いことから、安全な避難行動が行われるよう配慮する。

(1) 要配慮者への避難情報等の伝達

現に災害が発生、または発生のおそれが生じ、避難を要する場合には、迅速・確実に避難情報等を伝達する。

災害時には電話の輻輳や電力の寸断等により電話や携帯電話等を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性が高いことから、人的手段による伝達も併用する。

(2) 要配慮者の避難誘導と安否確認

近隣住民を中心に、地域で協力しながら要配慮者を避難場所へと誘導する。また、安否確認については情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できるが、より確実なものとするため平常時に把握しておいた「個別避難計画」に基づき、避難先においても避難した要配慮者を把握する。

安否確認の結果、安否が確認できない要配慮者については、消防や警察に救助や確認を依頼する。

(3) 個別避難計画に基づく支援

現に災害が発生、または発生のおそれが生じ、避難を要する場合には、個別避難計画にある避難支援者と地域住民は協力し、避難行動要支援者を避難先へと誘導する。

2 福祉避難所設置及び支援等

(1) 福祉避難所の開設

避難所等に避難した要配慮者は避難所での生活に支障をきたすことが想定されるため、災害の規模や発生場所、要配慮者の避難状況、福祉避難所指定施設の安全性を確認し、福祉避難所を開設し要配慮者の避難生活を支援する。

なお、福祉避難所を開設したときは要配慮者及びその家族等、地域住民などに速やかにその場所や利用方法を周知する。

また、福祉避難所が不足する場合には、必要に応じその他の社会福祉施設を福祉避難所として利用できるよう検討する。

福祉避難所開設の要件

- ・ 応急危険度判定の結果などにより、施設の使用が可能であること
- ・ 要配慮者の避難スペース、安全性などが確保できること

(2) 避難所及び福祉避難所における支援

避難所、福祉避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて障害者用トイレ、スロープ、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設けるなど、環境の整備に努める。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムの改善のため、健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を実施する。

(3) 緊急受入れ等の実施

避難所や福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設への緊急受入れ等により適切に対応する。

また、要配慮者の症状の急変等により医療措置や治療が必要になった場合には医療機関に移送する。

3 関係機関の役割

(1) 市の役割

市は、要配慮者の情報把握、関係機関との連絡調整など、要配慮者支援に必要な各種事務の実施にあたる。

- ア 要配慮者の避難・安否確認の状況把握
- イ 社会福祉施設の状況把握・緊急受入れの要請
- ウ 福祉避難所の開設・運営

(2) 地域の役割

地域は、平常時に把握しておいた「同意者名簿」、「個別避難計画」を活用し、避難行動要支援者の支援にあたる。

- ア 避難行動要支援者への避難情報等の伝達
- イ 避難行動要支援者の避難誘導・安否確認

(3) 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、平常時に把握しておいた「同意者名簿」、「個別避難計画」を活用し、地域等と協力して避難行動要支援者の支援にあたる。

- ア 避難行動要支援者への避難情報等の伝達への協力
- イ 避難行動要支援者の避難誘導・安否確認への協力

(4) 福祉関係者の役割（ケアマネジャー、福祉関係サービス事業者・団体等）

福祉関係者は、平常時に把握しておいた「同意者名簿」、「個別避難計画」を活用し、地域等と協力して避難行動要支援者の支援にあたる。

- ア 個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難支援
- イ 要配慮者及び避難行動要支援者の緊急受入れ等への協力

4 要配慮者の避難の流れ

